

資料3-1 公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準(27項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン*	0.1mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びビオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン*	0.05mg/l 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
 - 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 - 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- * 平成21年11月30日に環境基準が改正され、1,1-ジクロロエチレンの基準値が0.02mg/lから0.1mg/lに見直され、1,4-ジオキサンが新規追加(要監視項目から移行した。)となった。

資料3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/l 以上	—
測定方法		規格K0102 の 12.1 に定める方 法又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格K 0102 の 21 に定める方法	公共用水域告示 付表8に掲げる 方法	規格K 0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定 量法

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)

試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が 0.1ml以下の場合は 1mlに希釈して用いる。)を5本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌

群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については公共用水域告示付表9の1(1)による。)

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/l 以上	—
測定方法		規格K 0102 の 12.1 に定める方法 又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格K 0102 の 17 に定める方法	公共用水域告示 付表8に掲げる 方法	規格K 0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定 量法

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅴ	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下
測定方法		規格K0102 の 45.2, 45.3 又は 45.4 に定める方法	規格K0102 の 46.3 に定める方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 - 3 水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種: コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
測定方法		規格K0102 の 53 に定める方法(準備操作は規格K0102 の 53 に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102 の 53 で使用する水については公共用水域告示付表9の1(1)による。)

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適 応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—
測定方法		規格K 0102 の 12.1 に定める方法 又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	規格K 0102 の 17 に定める方法 (ただし、B類型 の工業用水及び 水産2級のうちノ リ養殖の利水点 における測定方 法はアルカリ性 法	規格K 0102 の 32 に定める方法 又は隔膜電極を 用いる水質自動 監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	最確数による定 量法	公共用水域告示 付表 10 に掲げ る方法

備 考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。

同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l}) = 0.08 \times (b) - (a) \times f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3} \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml)

(b) : 蒸留水について行った空試験値(ml)

$f_{\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3}$: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/l)の力価

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級: ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下
測定方法		規格K0102の45.4に定める方法	規格K0102の46.3に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

- 2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、公共用水域告示付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については公共用水域告示付表9の1(1)による。)

資料 3-3 水質環境基準の類型指定状況

(1) pH、COD等

水 域		該当類型	達成期間	備 考
燧灘北西部海域	燧灘北西部	A	イ	昭和 49 年 5 月 13 日 環境庁告示第 39 号
燧灘東部海域	伊予三島港	C	ロ	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示第 33 号
	三島・川之江地先海域(1)			
	三島・川之江地先海域(2)	B	ロ	
	三島・川之江地先海域(3)			
	三島・川之江地先海域(4)			
燧灘東部	A	ロ	昭和 49 年 5 月 13 日 環境庁告示第 39 号	
伊予三島・土居海域	伊予三島・土居海域	A	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
新居浜海域	新居浜港航路泊地	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	新居浜海域甲	C	ロ	
	沢津漁港	B	イ	
	新居浜海域乙	B	ロ	
	新居浜海域丙	A	ロ	
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	
	西条海域甲	B	ロ	
	西条海域丙	A	ロ	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予海域甲	B	ロ	
	東予海域乙	B	ロ	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	ロ	
伊予灘	三津内港(甲)	C	ロ	昭和 49 年 4 月 12 日 愛媛県告示第 421 号
	三津内港(乙)	B	イ	
	吉田浜船溜り(甲)	C	ロ	
	吉田浜船溜り(乙)	B	ロ	
	和気港	B	ロ	
	松山外港	B	ロ	
	松前港	B	ロ	
	伊予灘(一般)	A	イ	
宇和海	八幡浜港	B	ロ	昭和 49 年 4 月 12 日 愛媛県告示第 421 号
	宇和島港	B	ロ	
	宇和海(一般)	A	イ	

水域		該当類型	達成期間	備考
重信川水系	石手川(甲)	C	ロ	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	石手川(乙)	AA	イ	
	重信川(甲)	A	ロ	
	重信川(乙)	AA	イ	
肱川水系	肱川水域(甲)	A	ロ	昭和50年5月23日 愛媛県告示第511号
	肱川水域(乙)	AA	イ	
	鹿野川湖	B	イ	
加茂川水系	加茂川水域	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川水系	中山川水域(甲)	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	中山川水域(乙)	A	イ	
渡川水系	広見川水域(甲)	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	広見川水域(乙)	A	イ	
	三間川水域	A	イ	
銅山川水系	銅山川水域	AA	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	柳瀬ダム貯水池	A	イ	
	新宮ダム貯水池	A	イ	
仁淀川水系	仁淀川(甲)	AA	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	仁淀川(乙)	A	イ	
	面河ダム	A	イ	
蒼社川水系	蒼社川(甲)	AA	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号
	蒼社川(乙)	A	イ	
岩松川水系	岩松川	AA	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号

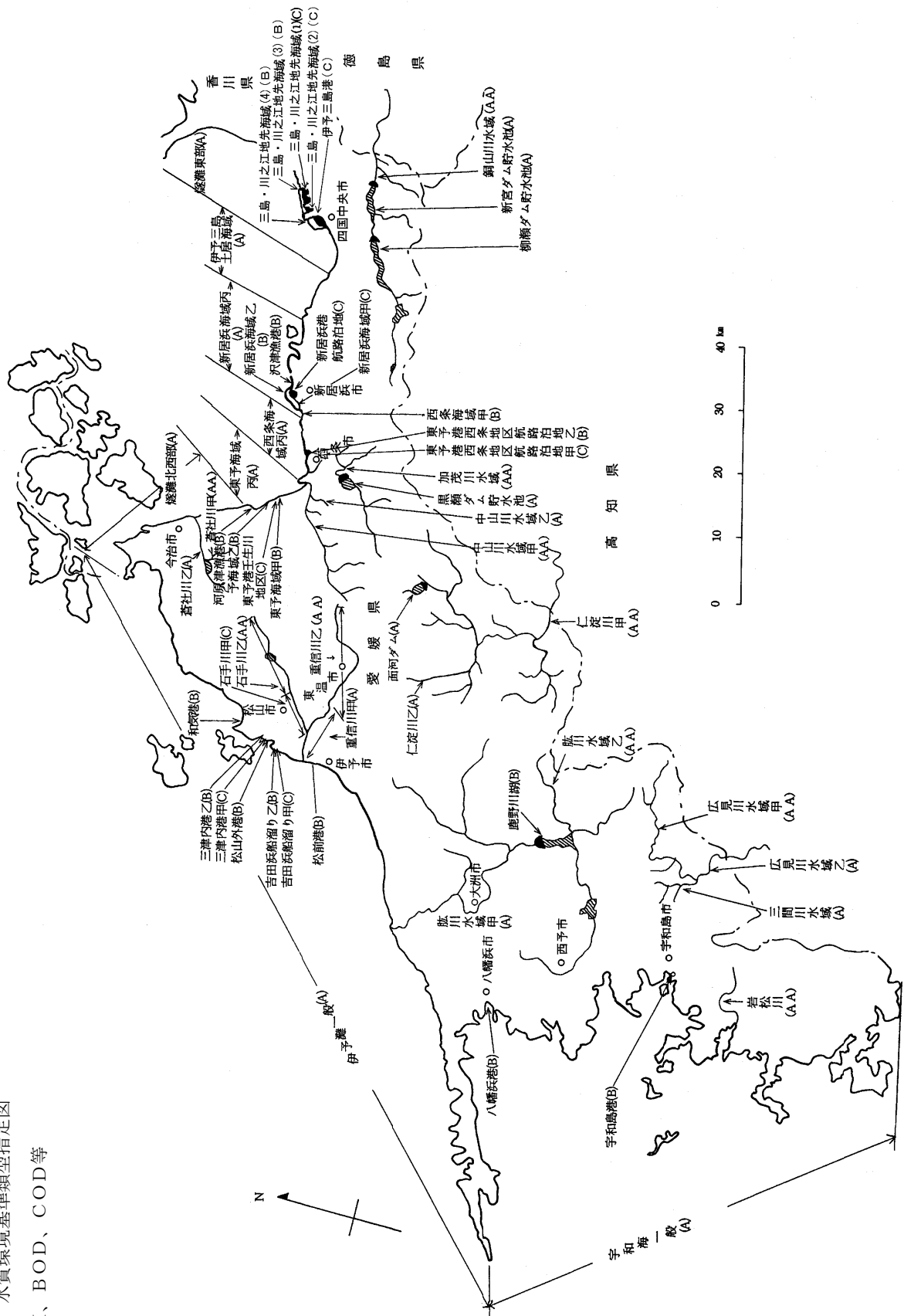
注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内のできるだけ早い時期に達成。

(2) 全窒素、全燐

水 域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘東部	II	直ちに達成	平成15年3月27日 環境省告示第35号
燧灘北西部	II	直ちに達成	
燧灘中西部	II	直ちに達成	平成9年4月25日 愛媛県告示第843号
伊予灘一般	II	直ちに達成	
宇和海一般	II	直ちに達成	

資料 3-4 水質環境基準類型指定図

(1) pH、BOD、COD等



資料3-5 地下水の環境基準(28項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー*	0.002mg/ℓ以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン*	0.1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン*	0.04mg/ℓ以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン*	0.05mg/ℓ以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 - 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- * 平成21年11月30日に環境基準が改正され、1,1-ジクロロエチレンの基準値が0.02mg/ℓから0.1mg/ℓに見直され、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが新規追加(要監視項目から移行した。)。さらに、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)が追加された。

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度) 健康項目(27項目)

河川及び湖沼

水域名	地点名	地点番号	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		硫酸		硝酸		アルキル水銀	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n
石手川(甲)	市坪	1 - 51	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
石手川(乙)	石手川ダム	2 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
重信川(甲)	川口大橋	3 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
重信川(甲)	出合橋	3 - 2	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
重信川(甲)	中川原橋	3 - 3	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
重信川(乙)	重信橋	4 - 3	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
重信川(甲)	笹園大橋	5 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
藍川水城(甲)	藍川橋	5 - 2	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
藍川水城(甲)	天神橋	5 - 4	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
藍川水城(甲)	下宇和橋	5 - 5	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
藍川水城(甲)	生々橋	5 - 6	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
藍川水城(甲)	藍川水城St-15	5 - 52	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
藍川水城(甲)	ダム直下	5 - 55	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
藍川水城(甲)	野村ダムサイト	5 - 62	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
藍川水城(甲)	畑ヶ谷	5 - 64	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
加茂川水城	加茂川橋	7 - 51	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
加茂川水城	加茂川水城St-7	7 - 52	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
加茂川水城	加茂川水城St-8	7 - 53	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
中山川水城(甲)	中山川橋上流	8 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
中山川水城(甲)	新合	8 - 52	0 / 4	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.1	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.0005
中山川水城(乙)	新長橋	9 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
広見川水城(甲)	興野々橋	10 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
広見川水城(甲)	鱒川橋	10 - 51	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
広見川水城(甲)	鱒川橋	10 - 53	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
広見川水城(乙)	高知県境上流	11 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
錦山川水城	寺尾	13 - 51	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
錦山川水城	新宮ダム湖上流(甲/川)	13 - 53	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
錦山川水城	上小川	13 - 54	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
錦山川水城	富綱ダム	13 - 56	0 / 4	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.1	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.0005
錦山川水城	別子橋	13 - 57	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
仁淀川(乙)	三島橋	15 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
齋社川(乙)	齋社橋下流	17 - 53	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
岩松川水城	三島橋	18 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
砥部川水城	砥部川水城St-1	201 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
砥部川水城	砥部川水城St-2	201 - 2	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
関川	藤崎橋	211 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
僧都川	僧都川	213 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
鹿野川湖	ダム堰堤	501 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
鹿野川湖	ダム中央	501 - 2	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503 - 52	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503 - 54	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	< 0.1	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.02	< 0.02	0 / 2	< 0.005	< 0.005	0 / 2	< 0.0005
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504 - 1	0 / 4	< 0.001	< 0.001	0 / 4	< 0.1	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.02	< 0.02	0 / 4	< 0.005	< 0.005	0 / 4	< 0.0005
計			0 / 78			0 / 56		0 / 78			0 / 54		0 / 90		0 / 4		0 / 16	

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度) 健康項目(27項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	PGB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1.2-ジクロロエタン		1.1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
			m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
石手川(甲)	市坪	1	51	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
石手川(乙)	石手川ダム	2	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
重信川(甲)	川口大橋	3	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
重信川(甲)	出合橋	3	2	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
重信川(甲)	中川原橋	3	3	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
重信川(乙)	重信橋	4	3	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
重信川(甲)	笹園大橋	5	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
飯川水城(甲)	飯川橋	5	2	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
飯川水城(甲)	天神橋	5	4											
飯川水城(甲)	下宇和橋	5	5	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
飯川水城(甲)	生々橋	5	6	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
飯川水城(甲)	飯川水城St-15	5	52											
飯川水城(甲)	ダム直下	5	55											
飯川水城(甲)	野村ダムサイト	5	62	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
飯川水城(甲)	畑ヶ谷	5	64											
飯川水城(甲)	加茂川橋	7	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
加茂川水城	加茂川水城St-7	7	52											
加茂川水城	加茂川水城St-8	7	53											
中山川水城(甲)	中山川橋上流	8	1											
中山川水城(甲)	湊合	8	52											
中山川水城(乙)	新長橋	9	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
広見川水城(甲)	興野々橋	10	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
広見川水城(甲)	藤川橋	10	51											
広見川水城(乙)	高知県境上流	11	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
飯川水城	寺尾	13	51	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
飯川水城	新谷ダム湖(甲)川(甲)川	13	53											
飯川水城	上小川	13	54											
飯川水城	富綱ダム	13	56	0 / 1 < 0.0005	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.004
飯川水城	別子橋	13	57											
仁深川(乙)	三島橋	15	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
齋社川(乙)	齋社橋下流	17	53	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
岩松川水城	三島	18	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
飯川水城	飯川水城St-1	201	1											
飯川水城	飯川水城St-2	201	2											
関川	藤崎橋	213	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
僧都川	僧都川	213	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
鹿野川湖	ダム堰堤	501	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
鹿野川湖	ダム中央	501	2	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503	1	0 / 2 < 0.0005	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.002	0 / 2 < 0.004
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503	52											
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503	54											
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504	1	0 / 1 < 0.0005	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.002	0 / 1 < 0.004
合計				0 / 50	0 / 50	0 / 50	0 / 50	0 / 50	0 / 50	0 / 50	0 / 50	0 / 50	0 / 50	0 / 50

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度)健康項目(27項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	1.1.1-トリクロロエタン		1.1.2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1.3-ジクロロプロペン		チウラム	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
石手川(乙)	石手川ダム	2-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
重信川(乙)	重信橋	4-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
重信川(甲)	笹園大橋	5-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
藍川水城(甲)	藍川橋	5-2	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
藍川水城(甲)	天神橋	5-4												
藍川水城(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
藍川水城(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
藍川水城(甲)	藍川水城St-15	5-52												
藍川水城(甲)	ダム直下	5-55												
藍川水城(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
藍川水城(甲)	畑ヶ谷	5-64												
加茂川水城	加茂川橋	7-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
加茂川水城	加茂川水城St-7	7-52												
加茂川水城	加茂川水城St-8	7-53												
中山川水城(甲)	中山川橋上流	8-1												
中山川水城(甲)	落合	8-52												
中山川水城(乙)	新長橋橋	9-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
広見川水城(甲)	興野々橋	10-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
広見川水城(甲)	藤川橋	10-51												
広見川水城(甲)	藤川橋	10-53												
広見川水城(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
錦山川水城	寺尾	13-51	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
錦山川水城	新宮ダム流入部(甲/川)	13-53												
錦山川水城	上小川	13-54												
錦山川水城	富綱ダム	13-56	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0006
錦山川水城	別子橋	13-57												
三島橋	三島橋	15-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
齋社橋下流	齋社橋下流	17-53	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
岩松川水城	三島	18-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
砥部川水城	砥部川水城St-1	201-1												
砥部川水城	砥部川水城St-2	201-2												
関川	藤崎橋	211-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
僧都川	僧都川	213-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
鹿野川湖	ダム堰堤	501-1	0/2	<0.1	<0.1	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.003	<0.003	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
鹿野川湖	ダム中央	501-2	0/2	<0.1	<0.1	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.003	<0.003	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0006
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52												
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503-54												
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0006
計			0/50			0/50		0/50			0/50		0/50	

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度) 健康項目(27項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	シマジン		テオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	3.2	2.6	0/2	0.68
石手川(乙)	石手川ダム	2-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.0	0.86	0/2	0.10
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.6	1.3	0/2	0.26
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	2.3	1.9	0/2	0.24
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	2.3	2.2	0/2	<0.08
重信川(乙)	重信橋	4-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.3	1.1	0/2	<0.08
重信川(甲)	笹園大橋	5-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.65	0.57	0/2	0.10
藍川水城(甲)	藍川橋	5-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.55	0.50	0/2	0.09
藍川水城(甲)	天神橋	5-4													
藍川水城(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.5	1.2	0/2	0.17
藍川水城(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.54	0.54	0/2	<0.08
藍川水城(甲)	藍川水城St-15	5-52													
藍川水城(甲)	ダム直下	5-55										0.88	0.62		
藍川水城(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.1	0.70	0/2	<0.10
藍川水城(甲)	畑ヶ谷	5-64										1.3	0.80		
加茂川水城	加茂川橋	7-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.51	0.48	0/2	0.08
加茂川水城	加茂川水城St-7	7-52													
加茂川水城	加茂川水城St-8	7-53													
中山川水城(甲)	中山川橋上流	8-1												0/2	0.09
中山川水城(甲)	落合	8-52													
中山川水城(乙)	新長橋橋	9-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.9	1.2		
広見川水城(甲)	興野々橋	10-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.20	0.20	0/2	0.11
広見川水城(甲)	藤川橋	10-51													
広見川水城(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.20	0.18	0/2	0.11
柳瀬ダム貯水池	寺尾	13-51	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.93	0.72	0/2	0.14
柳瀬ダム貯水池	新宮ダム流入川(甲/川)	13-53										0.84	0.59		
柳瀬ダム貯水池	上小川	13-54													
柳瀬ダム貯水池	富細ダム	13-56	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/4	<0.002	0/36	0.36	0.29	0/4	<0.10
柳瀬ダム貯水池	別子橋	13-57										0.29	0.24		
柳瀬ダム貯水池	三島橋	15-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.52	0.52	0/2	<0.08
柳瀬ダム貯水池	三島橋下流	17-53	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.59	0.55	0/2	0.28
柳瀬ダム貯水池	三島	18-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.41	0.39	0/2	0.09
柳瀬ダム貯水池	砥部川水城St-1	201-1													
柳瀬ダム貯水池	砥部川水城St-2	201-2													
柳瀬ダム貯水池	藤崎橋	211-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	1.0	0.97	0/2	0.09
柳瀬ダム貯水池	僧都川	213-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.97	0.92	0/2	0.10
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	501-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.89	0.53	0/2	<0.10
柳瀬ダム貯水池	ダム中央	501-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.84	0.62	0/2	<0.10
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.55	0.31	0/2	<0.10
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52										0.49	0.33		
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503-54										0.44	0.32		
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	0/4	<0.002	0/36	0.66	0.39	0/4	<0.10
柳瀬ダム貯水池	計	504-2	0/50			0/50			0/50			0.362	0.39	0/4	<0.10

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度)健康項目(27項目)

河川及び湖沼

(単位:mg/l)

水域名	地点名	地点番号	m / n		検査値		1.4.ジオキサン	
			m	n	最大値	平均値	m	n
石手川(甲)	市坪	1	51	0 / 2	0.38	0.31		
石手川(乙)	石手川ダム	2	1	0 / 2	0.03	0.03		
重信川(甲)	川口大橋	3	1	0 / 2	0.43	0.35		
重信川(甲)	出合橋	3	2	0 / 2	0.14	0.14		
重信川(甲)	中川原橋	3	3	0 / 2	0.04	0.04		
重信川(乙)	重信橋	4	3	0 / 2	0.10	0.08		
重信川(甲)	笹園大橋	5	1	0 / 2	0.03	0.03		
重信川(甲)	重信橋	5	2	0 / 2	0.03	0.03		
重信川(甲)	天神橋	5	4					
重信川(甲)	下宇和橋	5	5	0 / 2	0.02	0.02		
重信川(甲)	生々橋	5	6	0 / 2	0.04	0.04		
重信川(甲)	重信橋	5	52					
重信川(甲)	ダム直下	5	55					
重信川(甲)	野村ダムサイト	5	62	0 / 2	< 0.10	< 0.10		
重信川(甲)	畑ヶ谷	5	64					
加茂川水域	加茂川橋	7	1	0 / 2	0.03	0.03	0 / 1	< 0.005
加茂川水域	加茂川水域St-7	7	52					
加茂川水域	加茂川水域St-8	7	53					
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8	1	0 / 2	< 0.02	< 0.02		
中山川水域(甲)	湊合	8	52					
中山川水域(乙)	新長橋	9	1					
広見川水域(甲)	興野々橋	10	1	0 / 2	< 0.02	< 0.02		
広見川水域(甲)	鱒川橋	10	51					
広見川水域(甲)	鱒川橋	10	53					
広見川水域(乙)	高知県境上流	11	1	0 / 2	< 0.02	< 0.02		
銅山川水域	寺尾	13	51	0 / 2	0.06	0.04		
銅山川水域	新宮ダム流入川(甲/川)	13	53					
銅山川水域	上小川	13	54					
銅山川水域	富郷ダム	13	56	0 / 4	< 0.10	< 0.10		
銅山川水域	別子橋	13	57					
仁淀川(乙)	三島橋	15	1	0 / 2	0.03	0.03		
齋社川(乙)	齋社橋下流	17	53	0 / 2	< 0.02	< 0.02		
岩松川水域	三島	18	1	0 / 2	< 0.02	< 0.02		
砥部川水域	砥部川水域St-1	201	1					
砥部川水域	砥部川水域St-2	201	2					
関川	藤崎橋	211	1	0 / 2	< 0.02	< 0.02		
僧都川	僧都川	213	1	0 / 2	< 0.02	< 0.02		
鹿野川湖	ダム堰堤	501	1	0 / 2	< 0.10	< 0.10		
鹿野川湖	ダム中央	501	2	0 / 2	< 0.10	< 0.10		
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503	1	0 / 2	< 0.10	< 0.10		
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503	52					
柳瀬ダム貯水池	下長瀬	503	54					
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504	1	0 / 4	< 0.10	< 0.10		
合計				0 / 56			0 / 1	

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度) 健康項目(27項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	カドミウム		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀	
			m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605-2	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606-1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607-1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610-4	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
西条海域(甲)	西条海域St-1	613-1	0/2	<0.001	0/1	<0.005	0/2	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
真予海域(甲)	真予海域St-2	617-1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
三津内港(甲)	松山海域St-5	621-1	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623-1	0/12	<0.001	0/12	<0.005	0/12	<0.02	0/12	<0.005	0/12	<0.0005	0/12	<0.0005
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624-1	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
松山外港	松山海域St-8	626-1	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
松前港	松前海域St-3	627-1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
伊予灘一般	渡方・大西・瀬間海域St-4	628-4												
伊予灘一般	北条海域St-2	628-8	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
伊予灘一般	松山海域St-1	628-10	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
伊予灘一般	松山海域St-7	628-13	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
伊予灘一般	松山海域St-11	628-14												
伊予灘一般	松山海域St-13	628-16	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
伊予灘一般	伊予海域St-1	628-19	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
伊予灘一般	伊予海域St-1	628-27	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
伊予灘一般	松山海域St-15	628-51	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
宇和島港	宇和島海域St-1	630-1												
宇和海一般	八幡浜・保内海域St-1	631-6	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
宇和海一般	三瓶海域St-1	631-11	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
宇和海一般	宇和島海域St-3	631-21	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
嵯峨北西部	今治海域St-6	632-51	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
伊予三島港	伊予三島山之江海域St-6	633-1	0/1	<0.001	0/1	<0.005	0/1	<0.02	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005
合計			0/42		0/29		0/30		0/61		0/30		0/57	/

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

ND:検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度) 健康項目(27項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1.2-ジクロロエタン		1.1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		平均値
			m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605-2	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610-4	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
西条海域(甲)	西条海域St-1	613-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
真予海域(甲)	真予海域St-2	617-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
三津内港(甲)	松山海域St-5	621-1	0/2	ND	0/2	< 0.002	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0004	0/2	< 0.002	0/2	< 0.004	< 0.004
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623-1	0/2	ND	0/12	< 0.002	0/12	< 0.0002	0/12	< 0.0004	0/12	< 0.002	0/12	< 0.004	< 0.004
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624-1	0/2	ND	0/12	< 0.002	0/12	< 0.0002	0/12	< 0.0004	0/12	< 0.002	0/12	< 0.004	< 0.004
松山外港	松山海域St-8	626-1	0/2	ND	0/2	< 0.002	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0004	0/2	< 0.002	0/2	< 0.004	< 0.004
松前港	松前海域St-3	627-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	渡方・大西・瀬間海域St-4	628-4													
伊予灘一般	北条海域St-2	628-8	0/2	ND	0/2	< 0.002	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0004	0/2	< 0.002	0/2	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	松山海域St-1	628-10	0/2	ND	0/2	< 0.002	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0004	0/2	< 0.002	0/2	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	松山海域St-7	628-13	0/2	ND	0/2	< 0.002	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0004	0/2	< 0.002	0/2	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	松山海域St-11	628-14	0/6			< 0.002									
伊予灘一般	松山海域St-13	628-16	0/2	ND	0/2	< 0.002	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0004	0/2	< 0.002	0/2	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	伊予海域St-1	628-19	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	伊方海域St-1	628-27	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	松山海域St-15	628-51	0/2	ND	0/2	< 0.002	0/2	< 0.0002	0/2	< 0.0004	0/2	< 0.002	0/2	< 0.004	< 0.004
宇和島港	宇和島海域St-1	630-1													
宇和海一般	八幡浜・保内海域St-1	631-6	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
宇和海一般	三瓶海域St-1	631-11	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
宇和海一般	宇和島海域St-3	631-21	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
隠岐北西部	今治海域St-6	632-51	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
伊予三島山之江海域St-6	伊予三島山之江海域St-6	633-1	0/1	< 0.0005	0/1	< 0.002	0/1	< 0.0002	0/1	< 0.0004	0/1	< 0.002	0/1	< 0.004	< 0.004
合計			0/29		0/57				0/29		0/29		0/29		

(単位:mg/L)

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

ND:検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度) 健康項目(27項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	1.1.1-トリクロロエタン			1.1.2-トリクロロエタン			トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン			1,3-ジクロロプロペン			チウラム		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
			0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605-2	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606-1	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607-1	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610-4	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
西条海域(甲)	西条海域St-1	613-1	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
真予海域(甲)	真予海域St-2	617-1	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
三津内港(甲)	松山海域St-5	621-1	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623-1	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624-1	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
松山外港	松山海域St-8	626-1	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
松前港	松前海域St-3	627-1	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
伊予灘一般	渡方・大西・瀬間海域St-4	628-4																		
伊予灘一般	北条海域St-2	628-8	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
伊予灘一般	松山海域St-1	628-10	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
伊予灘一般	松山海域St-7	628-13	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
伊予灘一般	松山海域St-11	628-14																		
伊予灘一般	松山海域St-13	628-16	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
伊予灘一般	伊予海域St-1	628-19	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
伊予灘一般	伊予海域St-1	628-27	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
伊予灘一般	松山海域St-15	628-51	0/2	< 0.0005	< 0.0005	0/2	< 0.0006	< 0.0006	0/2	< 0.002	< 0.002	0/2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/2	< 0.0006	< 0.0006	
宇和島港	宇和島海域St-1	630-1																		
宇和海一般	八幡浜・保内海域St-1	631-6	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
宇和海一般	三瓶海域St-1	631-11	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
宇和海一般	宇和島海域St-3	631-21	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
嵯峨北西部	今治海域St-6	632-51	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
伊予三島港	伊予三島山之江海域St-6	633-1	0/1	< 0.0005	< 0.0005	0/1	< 0.0006	< 0.0006	0/1	< 0.002	< 0.002	0/1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	0/1	< 0.0006	< 0.0006	
合計			0/29			0/29			0/29			0/29					0/29			

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

ND:検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度) 健康項目(27項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふつ素	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605-2	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	607-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610-4	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
西条海域(甲)	西条海域St-1	613-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.03	0.03	
真予海域(甲)	真予海域St-2	617-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
三津内港(甲)	松山海域St-5	621-1	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2	1.2	1.1	
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623-1	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2	0.066	0.043	
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624-1	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2	0.026	0.023	
松山外港	松山海域St-8	626-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
松前港	松前海域St-3	627-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
伊予灘一般	渡方・大西・瀬間海域St-4	628-4	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2	0.046	0.036	
伊予灘一般	北条海域St-2	628-8	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2	0.025	0.023	
伊予灘一般	松山海域St-1	628-10	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2	0.026	0.023	
伊予灘一般	松山海域St-7	628-13	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2			
伊予灘一般	松山海域St-11	628-14	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2			
伊予灘一般	松山海域St-13	628-16	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2	0.024	0.022	
伊予灘一般	伊予海域St-1	628-19	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
伊予灘一般	伊予海域St-1	628-27	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
伊予灘一般	松山海域St-15	628-51	0/2	< 0.0003	< 0.0003	0/2	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/2	0.071	0.046	
宇和島港	宇和島海域St-1	630-1												
宇和海一般	八幡浜・保内海域St-1	631-6	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	0.04	0.04	
宇和海一般	三瓶海域St-1	631-11	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
宇和海一般	宇和島海域St-3	631-21	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
嵯峨北西部	今治海域St-6	632-51	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	3.3	3.3	
伊予三島港	伊予三島山之江海域St-6	633-1	0/1	< 0.0003	< 0.0003	0/1	< 0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.002	0/1	< 0.02	< 0.02	
合計			0/29			0/29		0/30	0/29		0/29			/

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

ND: 検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表(平成21年度) 健康項目(27項目)

海域

水域名	地点名	地点番号	ほう素		1,4-ジオキサン	
			m / n	最大値 / 平均値	m / n	最大値 / 平均値
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605 - 2				
新居浜港航路泊地	新居浜海域St-8	606 - 1			0 / 1	<0.005 / <0.005
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607 - 1				
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610 - 4				
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1				
真予海域(甲)	真予海域St-2	617 - 1				
三津内港(甲)	松山海域St-5	621 - 1				
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1				
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1				
松山外港	松山海域St-8	626 - 1			0 / 2	<0.005 / <0.005
松前港	松前海域St-3	627 - 1				
伊予灘一般	渡方・大西・瀬戸海域St-4	628 - 4				
伊予灘一般	北条海域St-2	628 - 8				
伊予灘一般	松山海域St-1	628 - 10				
伊予灘一般	松山海域St-7	628 - 13				
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14				
伊予灘一般	松山海域St-13	628 - 16				
伊予灘一般	伊予海域St-1	628 - 19				
伊予灘一般	伊方海域St-1	628 - 27				
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51				
宇和島港	宇和島海域St-1	630 - 1			0 / 1	<0.005 / <0.005
宇和海一般	八幡浜・保内海域St-1	631 - 6				
宇和海一般	三瓶海域St-1	631 - 11				
宇和海一般	宇和島海域St-3	631 - 21				
嵯峨北西部	今治海域St-6	632 - 51				
伊予三島港	伊予三島山之江海域St-6	633 - 1				
	合計		/		0 / 4	

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

ND: 検出されず

資料3-8 環境基準達成状況(全窒素及び全磷)

海域(全窒素)

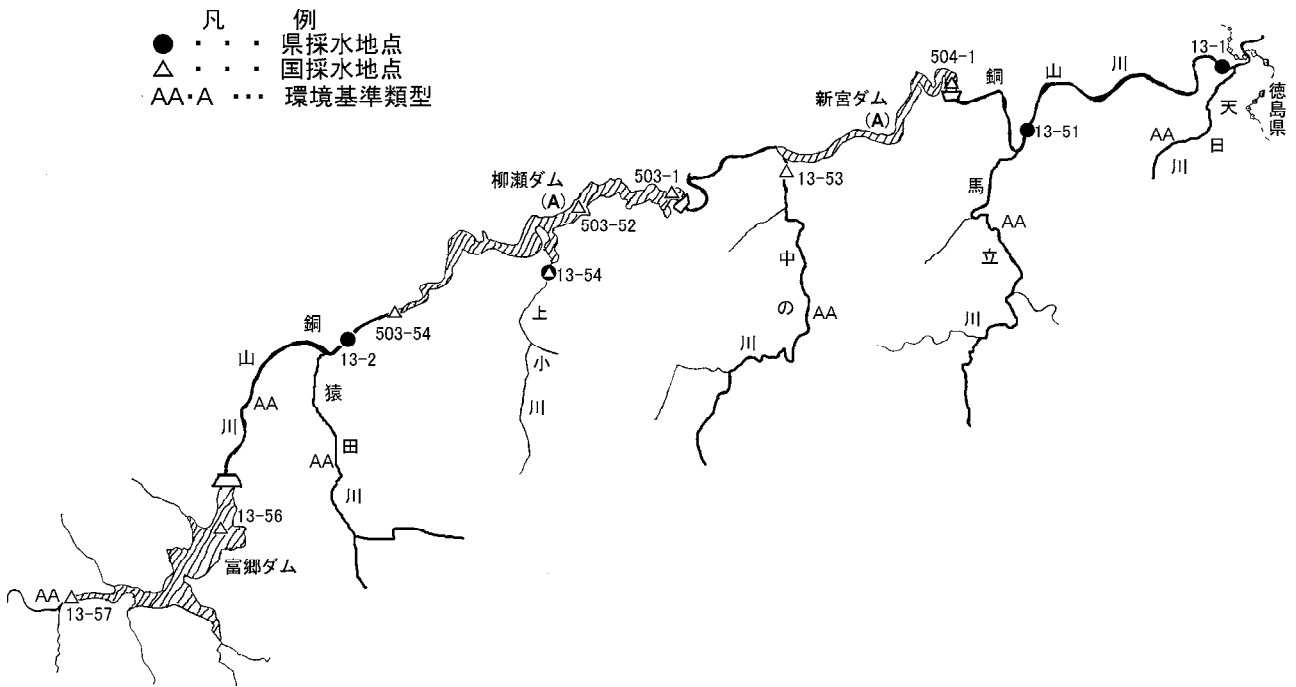
類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	達成状況(年度)												
					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
燧灘東部	Ⅱ	イ	14	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘中西部	Ⅱ	イ	9	20	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	Ⅱ	イ	14	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊予灘一般	Ⅱ	イ	9	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇和海一般	Ⅱ	イ	9	33	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数				(95)	5	4	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
類型指定水域数					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
達成率(%)				—	100	80	60	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

海域(全磷)

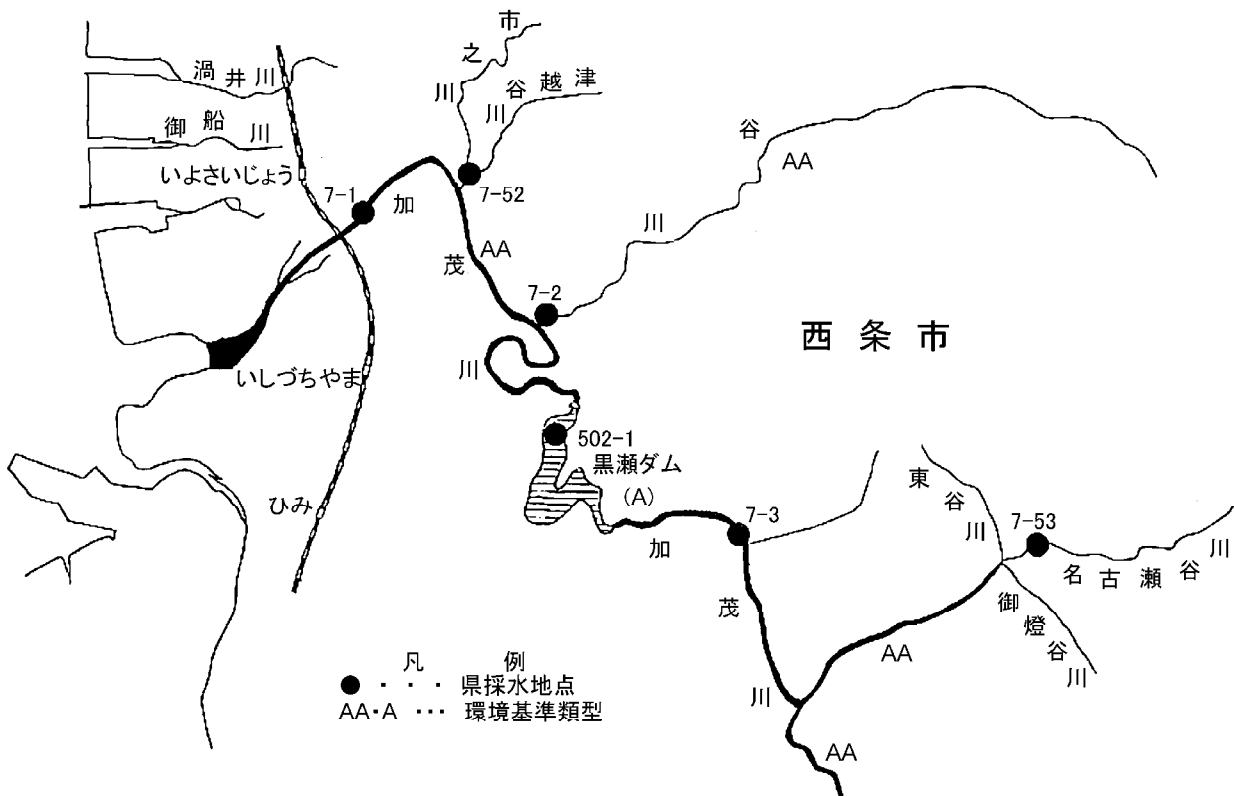
類型指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	達成状況(年度)												
					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
燧灘東部	Ⅱ	イ	14	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘中西部	Ⅱ	イ	9	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	Ⅱ	イ	14	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊予灘一般	Ⅱ	イ	9	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇和海一般	Ⅱ	イ	9	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数				(95)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
類型指定水域数					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
達成率(%)				—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注) ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

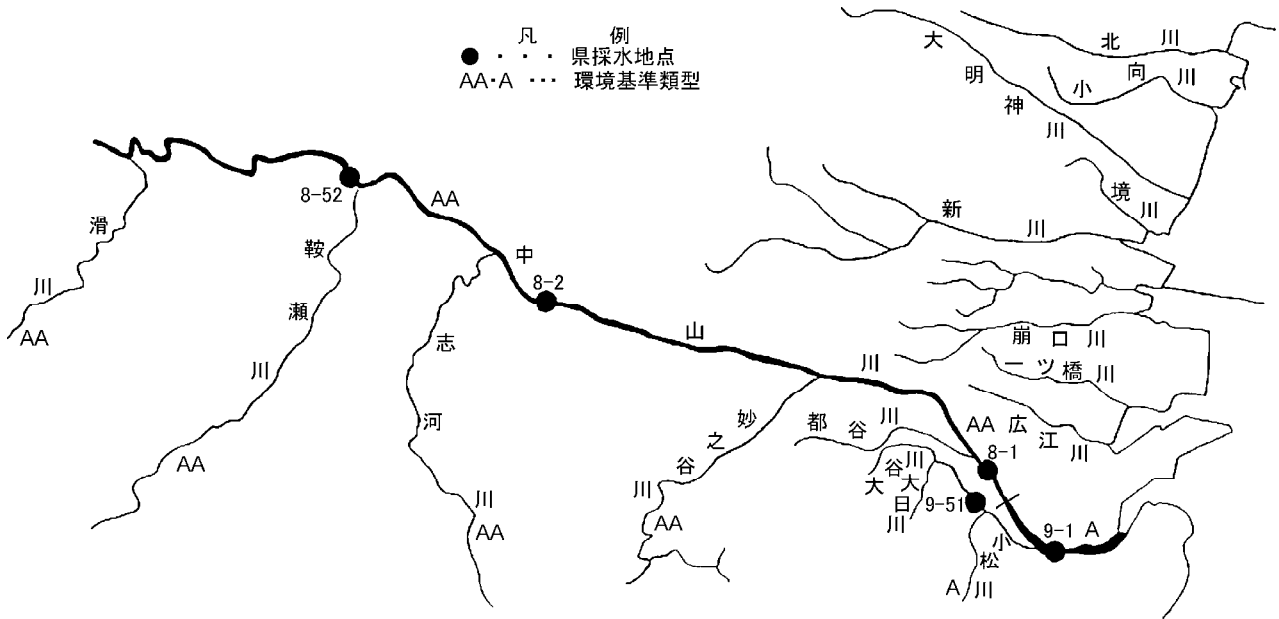
資料3-11 水質調査地点図
別図-1 銅山川水系



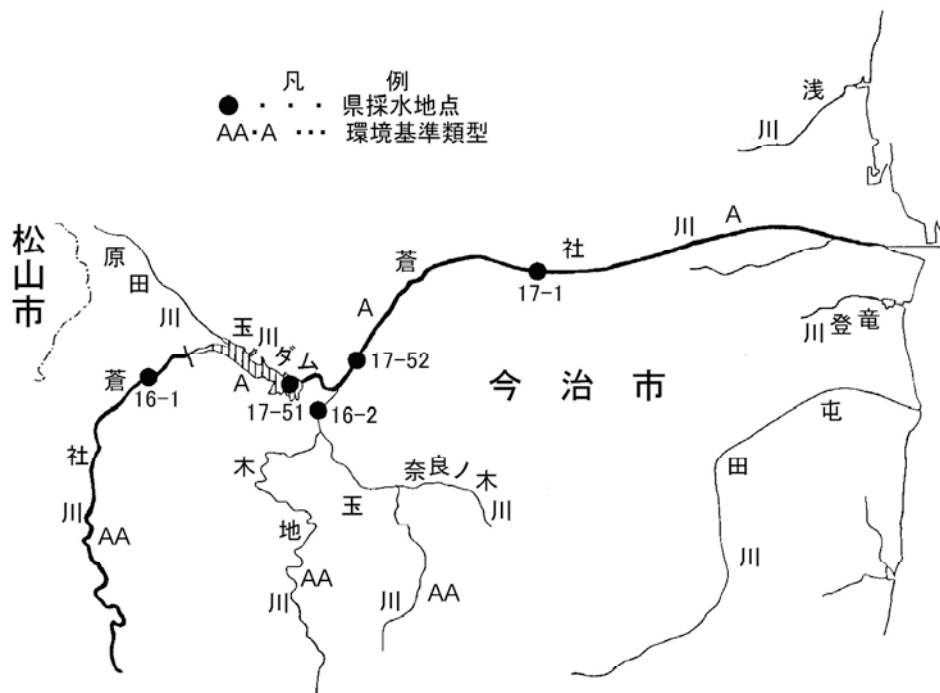
別図-2 加茂川水系



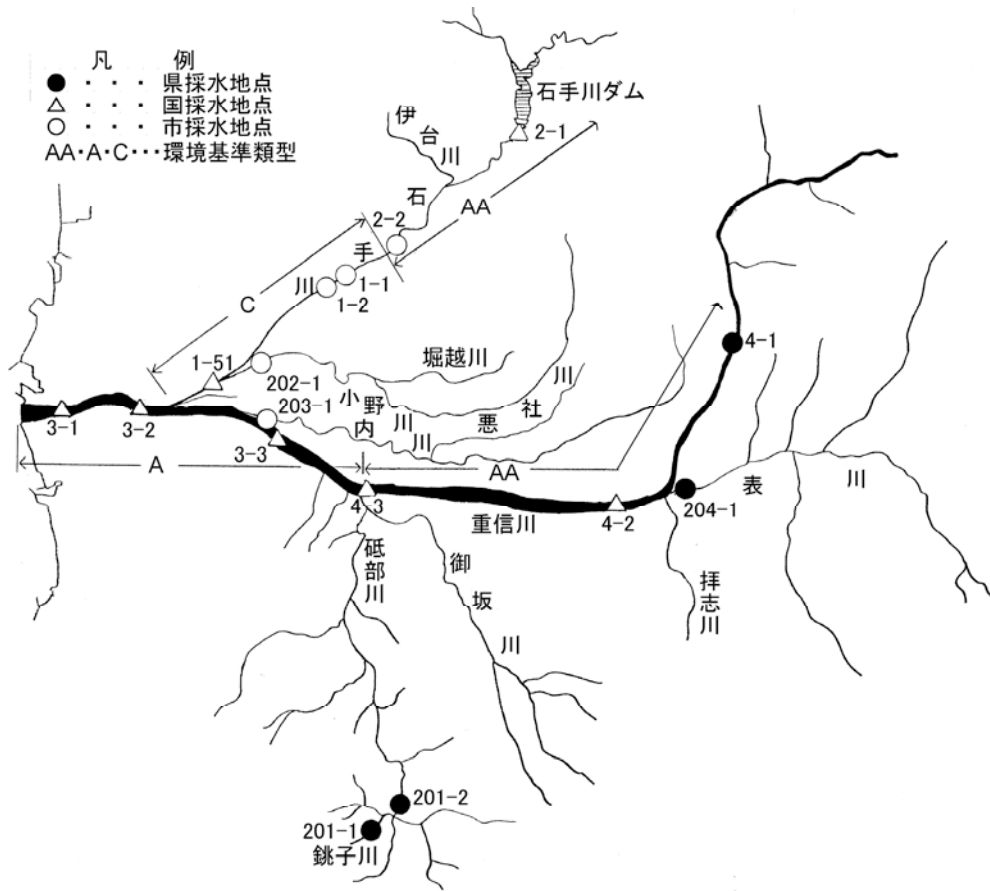
別図－3 中山川水系



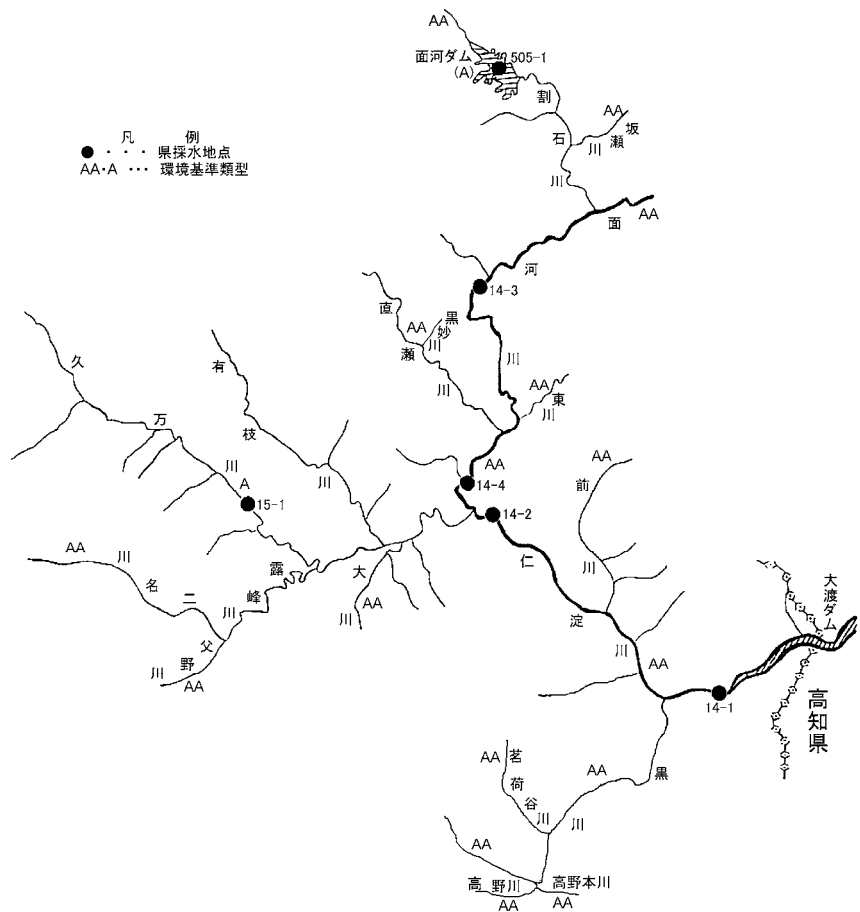
別図－4 蒼社川水系



別図－5 重信川水系

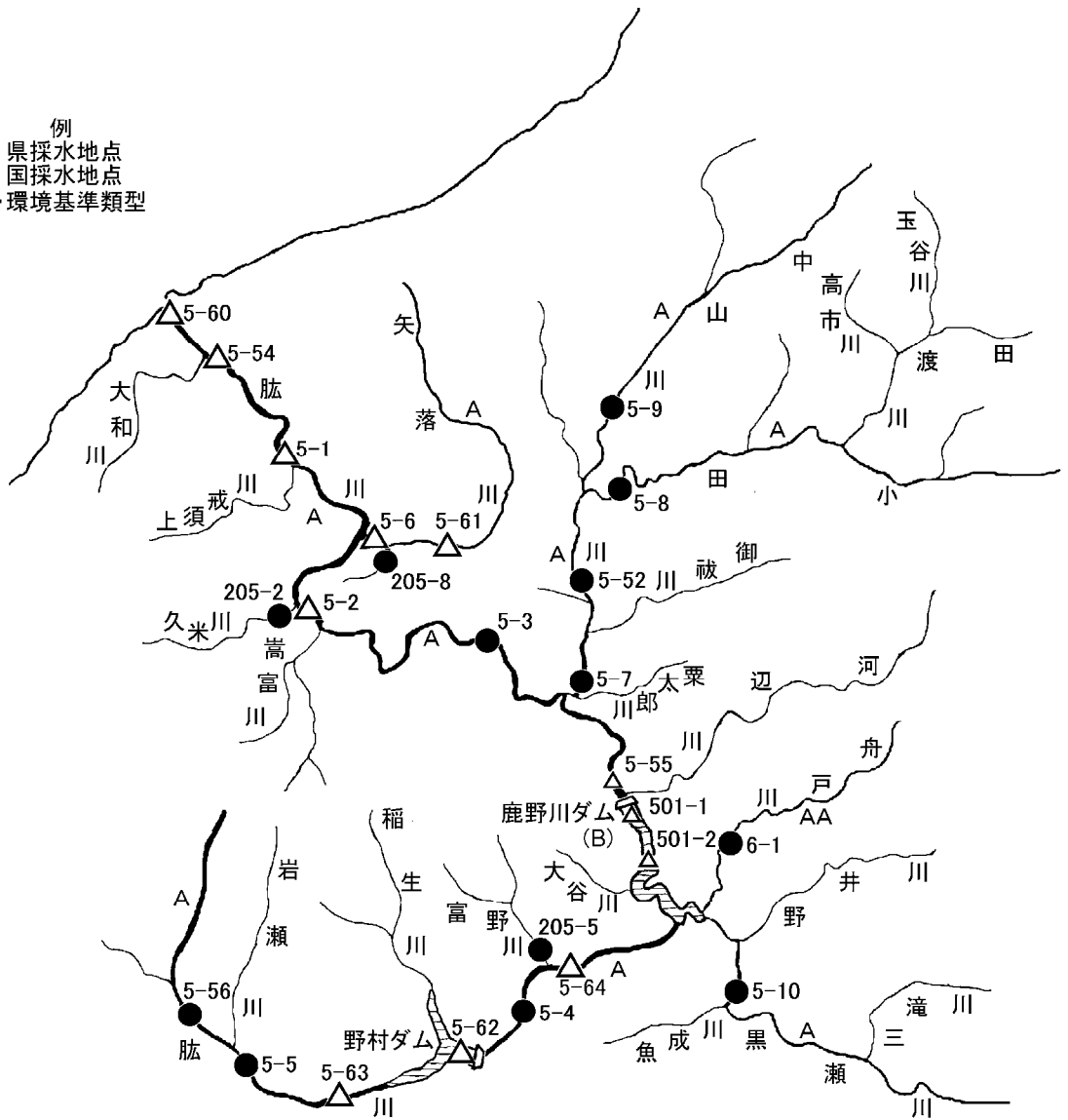


別図－6 仁淀川水系

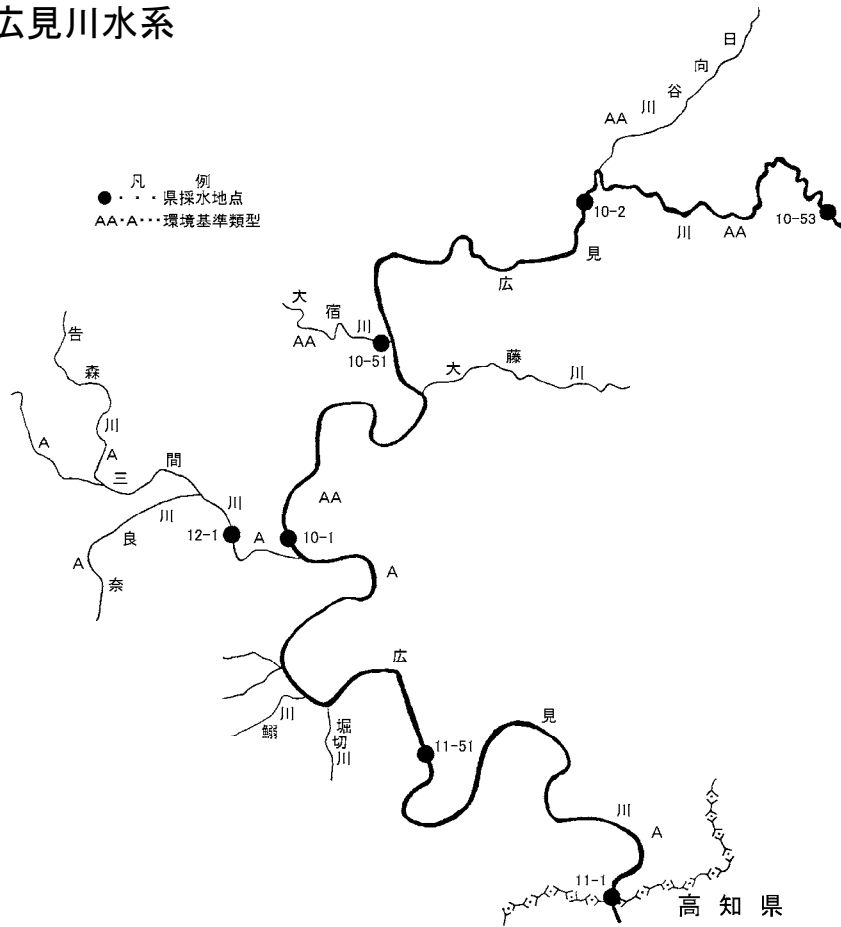


別図－7 肱川水系

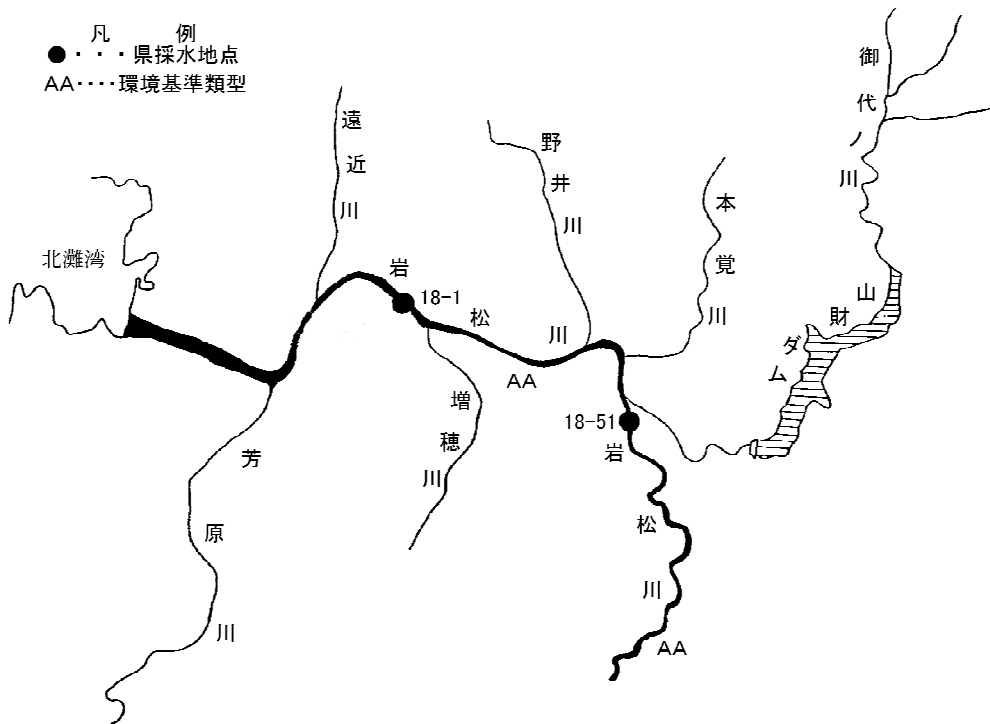
- 凡 例
- . . . 県採水地点
 - △ . . . 国採水地点
 - AA・A・B . . . 環境基準類型



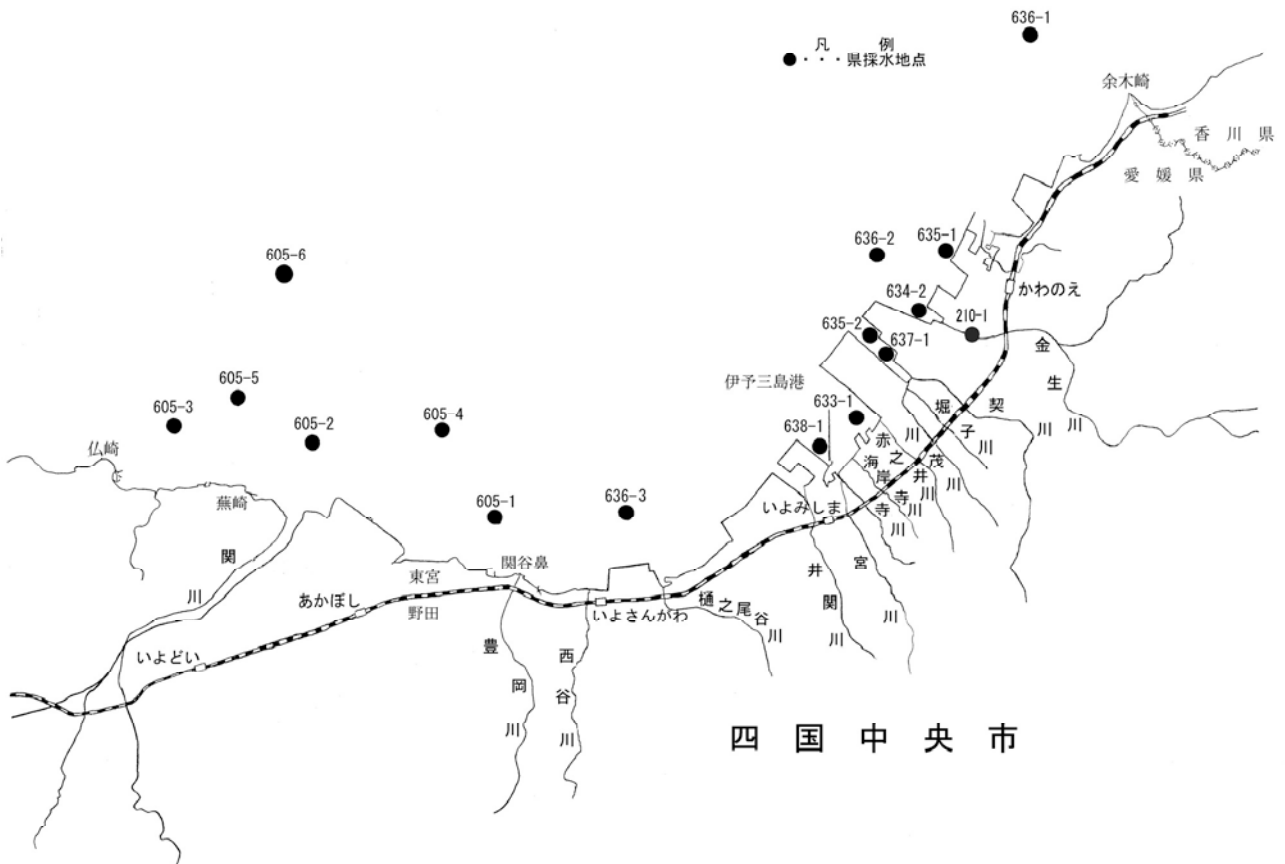
別図－8 広見川水系



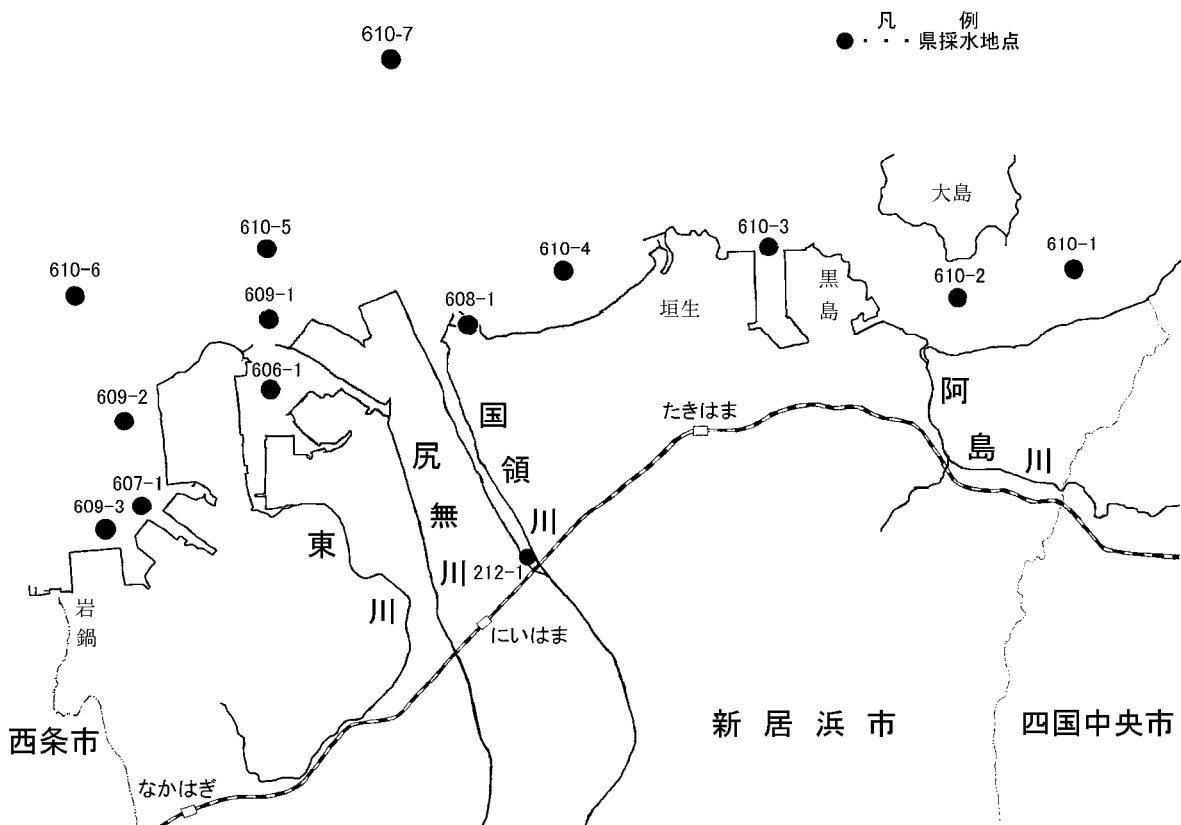
別図－9 岩松川水系



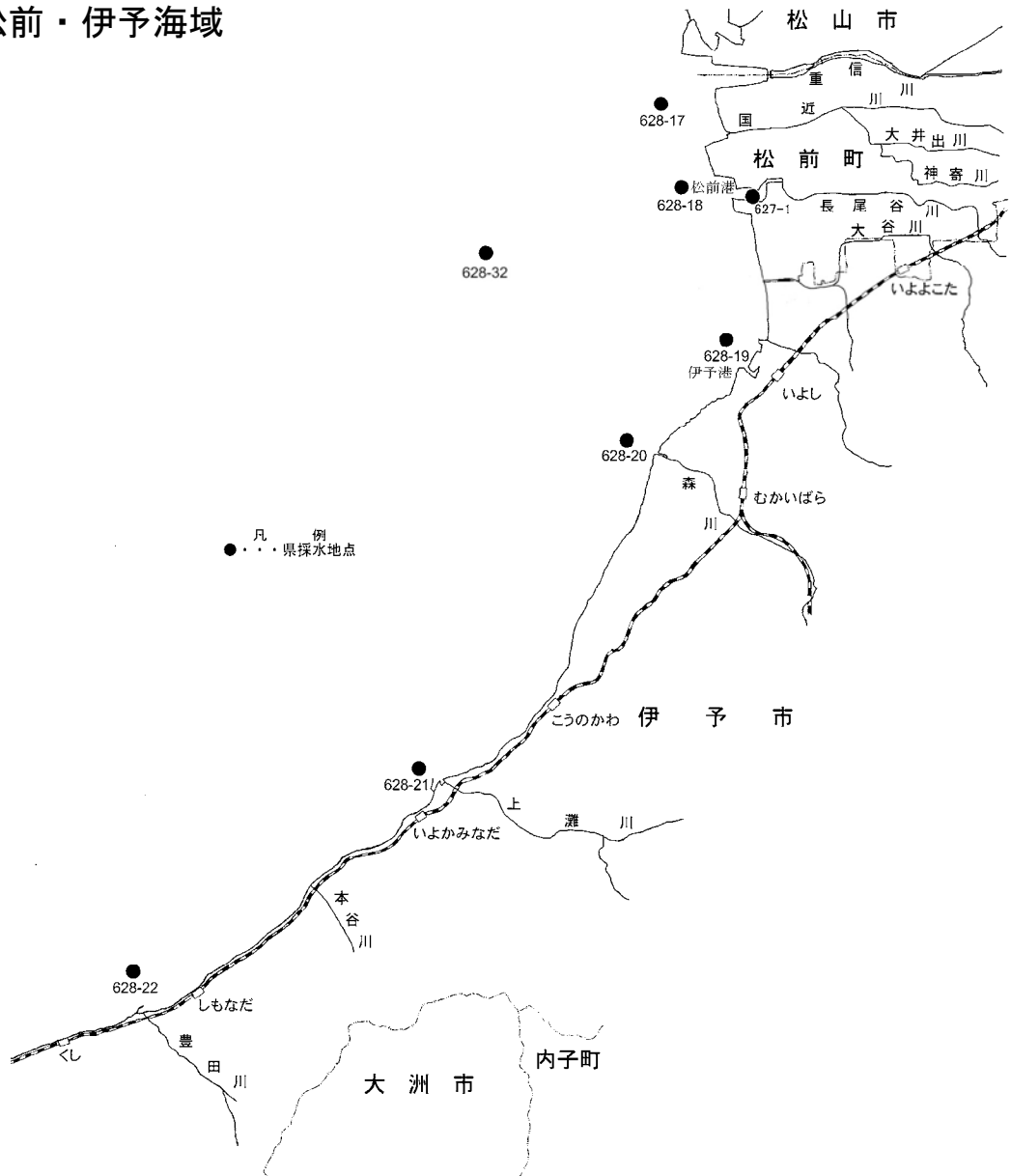
別図-10 四国中央海域



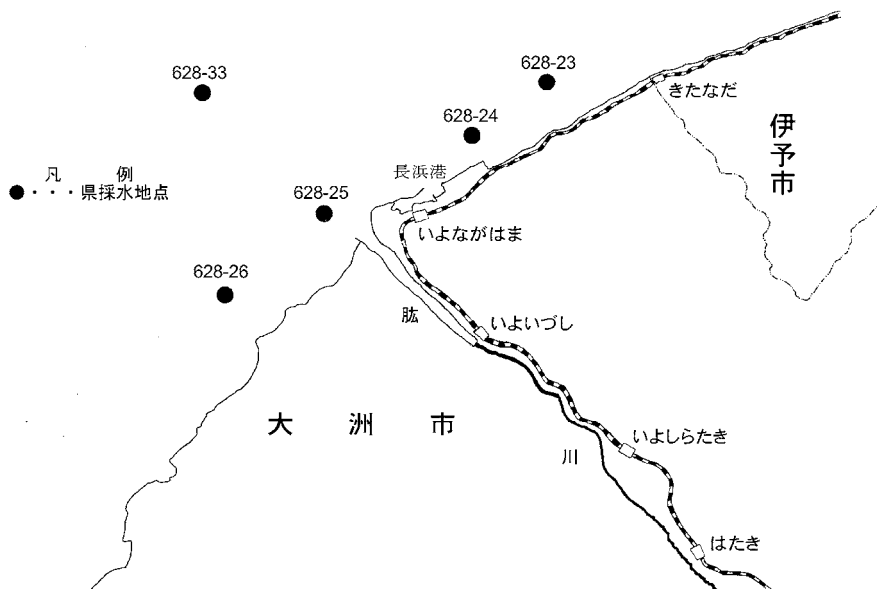
別図-11 新居浜海域



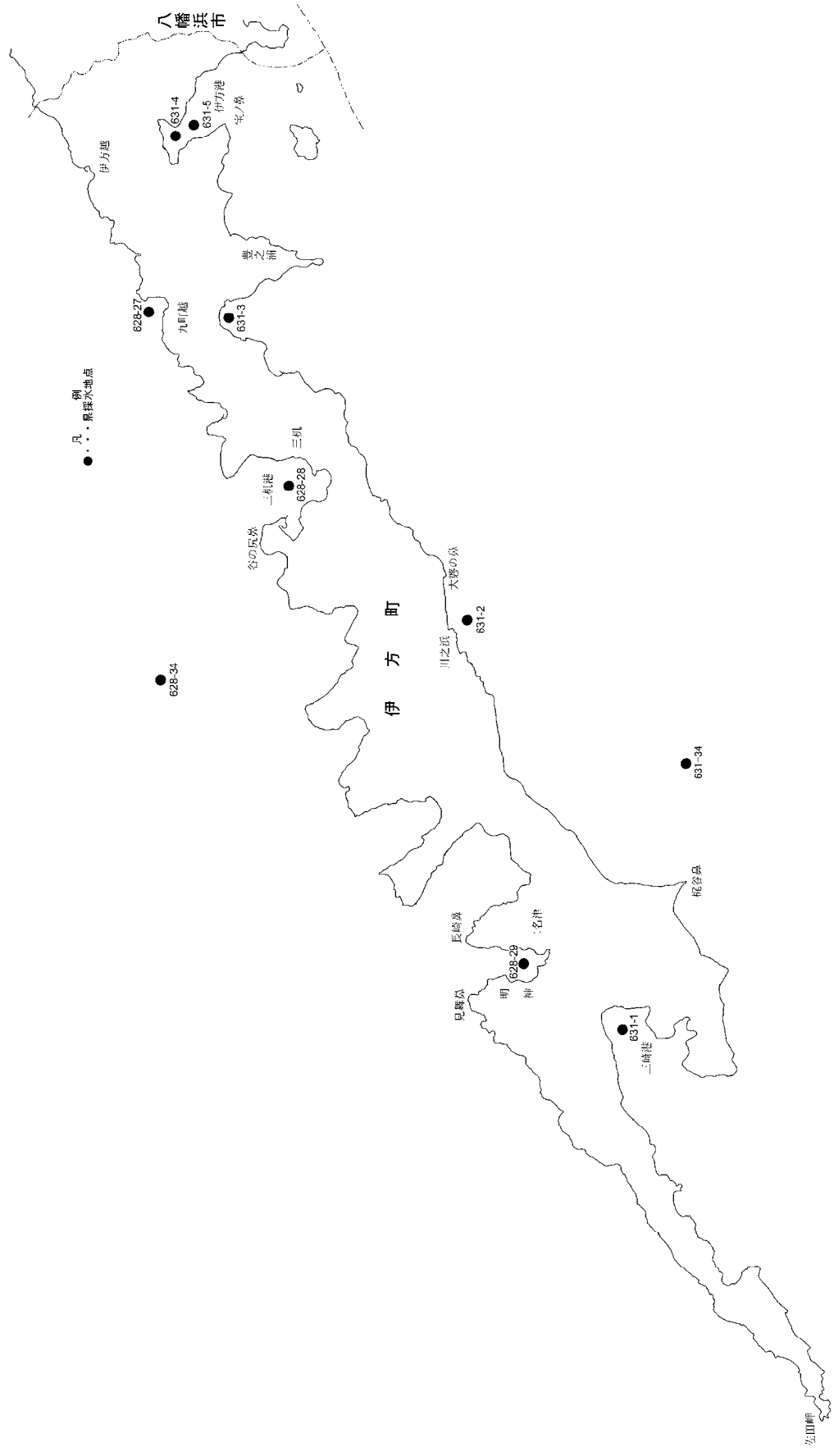
別図－15 松前・伊予海域



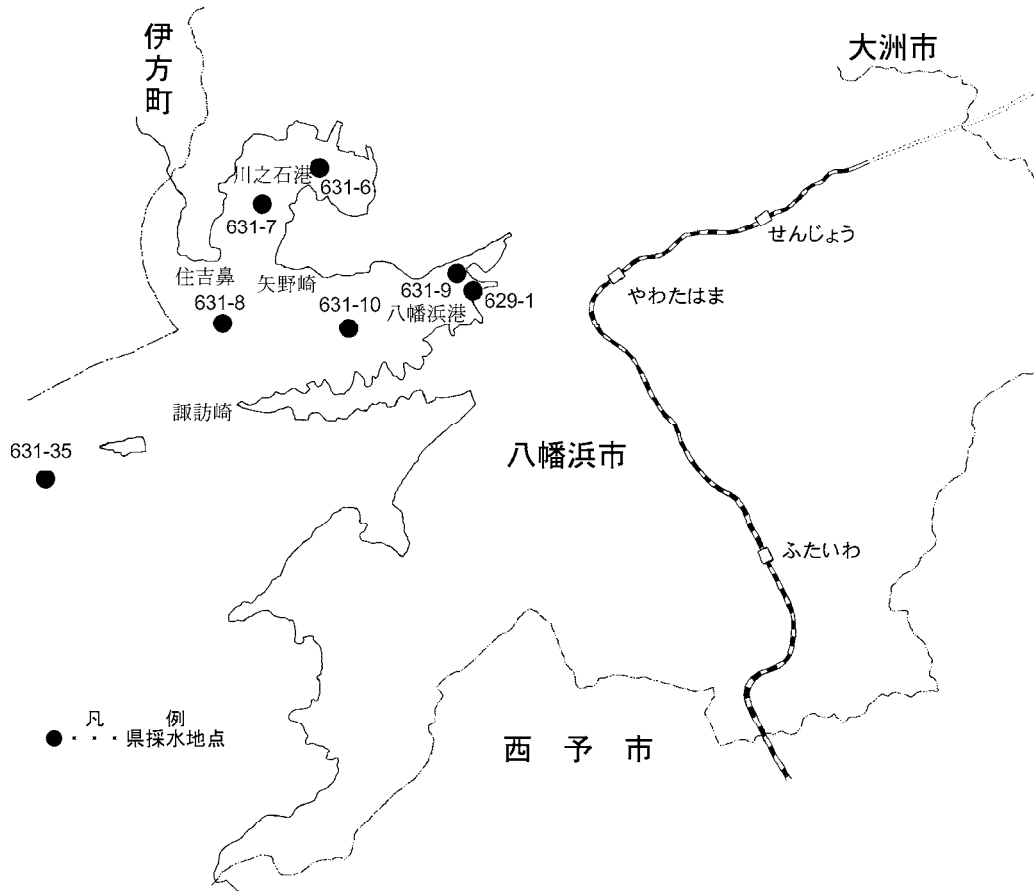
別図－16 大洲海域



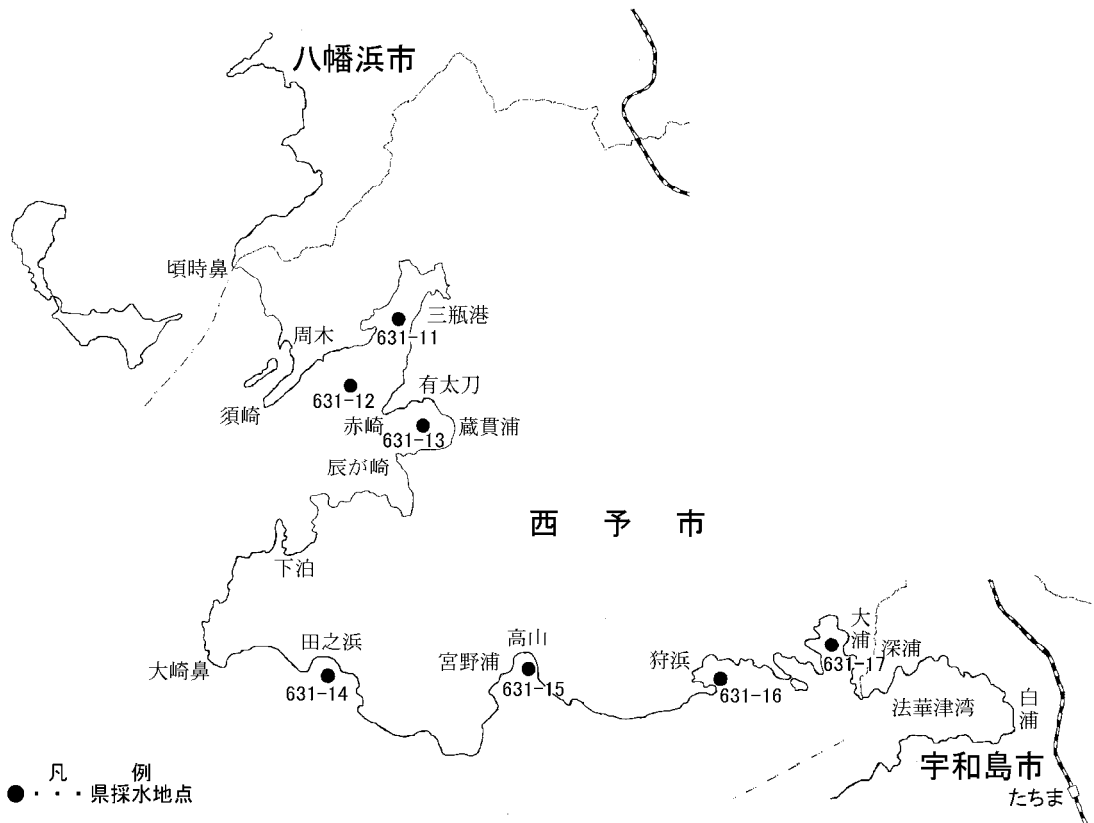
別図-17 伊方海域



別図-18 八幡浜海域



別図-19 西予海域



別図-20 宇和島海域



別図-21 愛南海域



資料3-12 平成21年度地下水の水質調査結果

ア 継続監視調査（定期モニタリング調査）

○調査項目：砒素（環境基準：0.01mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/ℓ)]
			砒素
今治市	1	1	0.014
上島町	1	0	
宇和島市	1	0	
合計	3	1	0.014

○調査項目：有機塩素系

テトラクロロエチレン（環境基準：0.01mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/ℓ)]
			テトラクロロエチレン
四国中央市	2	0	
新居浜市	3	0	
西条市	1	0	
今治市	2	0	
東温市	3	0	
松山市	8	1	0.015
伊予市	2	0	
久万高原町	1	0	
大洲市	2	0	
合計	24	1	0.015

○調査項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準：10mg/ℓ以下）

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/ℓ)]
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四国中央市	2	0	
西条市	1	0	
今治市	14	11	11~21
上島町	4	2	16~23
東温市	4	0	
松山市	9	7	11~18
松前町	1	1	14
砥部町	2	1	25
伊予市	4	2	19~23
内子町	1	1	19
大洲市	1	0	
伊方町	2	1	13
八幡浜市	1	1	13
西予市	1	1	11
宇和島市	1	0	
愛南町	1	0	
合計	49	28	11~25

イ 概況調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/ℓ)
新居浜市	1	0		
西条市	1	0		
今治市	3	0		
松山市	12	0		
伊予市	1	0		
八幡浜市	1	0		
西予市	1	0		
宇和島市	1	0		
鬼北町	1	0		
合計	22	0		

資料3-13 平成22年度 水浴場の水質調査結果

名称	市町村	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜	水質 判定	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜	水質 判定
余木崎	四国中央市	82	1.2	>1	なし	水質A	52	1.6	>1	なし	水質A
寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	44	1.3	>1	なし	水質A
マリナーパーク新居浜	新居浜市	5	1.1	>1	なし	水質A	<2	2.1	>1	なし	水質B
国民休暇村瀬戸内東予	今治市	3	1.1	>1	なし	水質A	12	1.5	>1	なし	水質A
志島	今治市	7	1.0	>1	なし	水質A	90	0.7	>1	なし	水質A
唐子浜	今治市	7	0.9	>1	なし	水質A	<2	1.4	>1	なし	水質AA
大角海浜公園	今治市	<2	0.8	>1	なし	水質AA	6	0.8	>1	なし	水質A
伯方ビーチ	今治市	48	1.1	>1	なし	水質A	<2	0.6	>1	なし	水質AA
沖浦ビーチ	今治市	<2	0.8	>1	なし	水質AA	7	0.7	>1	なし	水質A
台	今治市	7	1.1	>1	なし	水質A	55	1.6	>1	なし	水質A
多々羅キャンプ場	今治市	<2	0.9	>1	なし	水質AA	5	0.9	>1	なし	水質A
松原	上島町	<2	1.0	>1	なし	水質AA	39	1.1	>1	なし	水質A
御三戸(河川)	久万高原町	34	1.6	>1	なし	水質A	31	1.8	>1	なし	水質A
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	14	1.8	>1	なし	水質A
長浜	大洲市	<2	1.0	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
須賀	伊方町	<2	1.6	>1	なし	水質AA	4	2.0	>1	なし	水質A
ムーンビーチ井野浦	伊方町	5	1.7	>1	なし	水質A	<2	1.5	>1	なし	水質AA
川の浜	伊方町	30	1.4	>1	なし	水質A	2	1.6	>1	なし	水質A
大早津	西予市	3	1.9	>1	なし	水質A	<2	1.8	>1	なし	水質AA
須ノ川	愛南町	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
鹿島	愛南町	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	3	1.5	>1	なし	水質A	29	2.0	>1	なし	水質A
鷺ヶ巣	松山市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	3	1.7	>1	なし	水質A
長浜海岸	松山市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」、「不適」を判定し、「水質AA」又は「水質A」であるものを「適」、「水質B」又は「水質C」であるものを「可」とする。
各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」である水浴場を「水質A」、「水質B」である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (または1m以上)
	水質A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (または1m以上)
可	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mlを超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/lを超えるもの	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。
- 油膜が認められたもの。

資料3-14 平成21年度ゴルフ場使用農薬に係る自主水質検査結果

種別	農薬名	指針 超過数	検出 検体数	調査 検体数	検出濃度 (mg/ℓ)	環境省 暫定指針値 (mg/ℓ)
殺虫剤	ダイアジノン粒剤5	0	0	4	検出されず	0.05
	スミチオン乳剤	0	0	1	検出されず	0.03
	リラクDF	0	0	2	検出されず	0.8
殺菌剤	ポリオキシンZ	0	0	1	検出されず	-
	イカルガ35SG	0	0	3	検出されず	0.5
	セレンターフ顆粒水和剤	0	0	3	検出されず	0.4
	タフシーハフロアブル	0	0	1	検出されず	0.4
	トップグラスドライフロアブル	0	0	3	検出されず	3
	ダイフフロアブル	0	0	1	検出されず	5
	グラステン水和剤	0	0	4	検出されず	0.4
	ヘリテーシ果粒水和剤	0	0	1	検出されず	5
	ブルーデンス水和剤	0	0	1	検出されず	3
	ゴレット水和剤	0	0	2	検出されず	0.3
	クリーングラス水和剤	0	0	1	検出されず	1
除草剤	イデトップフロアブル	0	0	3	検出されず	50
	アージラン液剤	0	0	3	検出されず	2
	フルハウスフロアブル	0	0	4	検出されず	0.2
	ウェイアップフロアブル	0	0	6	検出されず	0.5
	シバケン水和剤	0	0	1	検出されず	2
	シバケンDF	0	0	3	検出されず	2
	ハイムウ水和剤	0	0	2	検出されず	0.08
	クサブロック	0	0	5	検出されず	1.8
	カーブ水和剤	0	0	5	検出されず	0.08
	アグリーン水和剤	0	0	1	検出されず	1
モニュメント顆粒水和剤	0	0	2	検出されず	-	

資料3-15 水質汚濁防止法特定施設一覧表(施行令第1条 別表第1)

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ)馬房施設
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ハ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ハ)蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設、(ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ)精錬機及び精錬そう、(ホ)シルケット機、(ハ)漂白機及び漂白そう、(ト)染色施設、(フ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リントー又は未精錬繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)碎木機、(ニ)蒸解施設、(ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ハ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設

		(ト)漂白施設、(フ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(ス)湿式繊維板成型施設、(ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破碎施設、(ニ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	(イ)塩水精製施設、(ロ)電解施設
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ハ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(フ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ス)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ハ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く)	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸りゅう施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(フ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(ス)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ニ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸りゅう施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設、(ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ハ)アルキルベンゼン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設(ト)

		イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設、(f)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設、(g)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設、(x)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(l)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(o)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設、(v)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、(k)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(y)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(z)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(i)原料精製施設、(p)塩析施設
39	硬化油製造業	(i)脱酸施設、(p)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	(i)洗浄施設、(p)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(i)原料処理施設、(p)石灰づけ施設、(h)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(i)原料処理施設、(p)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラーン蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(i)水洗施設、(p)ろ過施設、(h)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(z)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(i)動物原料処理施設、(p)ろ過施設、(h)分離施設、(z)混合施設、(k)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(i)脱塩施設、(p)原油常圧蒸りゅう施設、(h)脱硫施設、(z)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(k)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加流施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	(i)洗浄施設、(p)石灰づけ施設、(h)タンニンづけ施設、(z)クロム浴施設、(k)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(i)研磨洗浄施設、(p)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(i)抄造施設、(p)成型機、(h)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	(i)水洗式破碎施設、(p)水洗式分別施設、(h)酸処理施設、(z)脱水施設

59	砕石業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延施設、(ニ)焼入れ施設、(ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設等施設のうち、浄水施設	(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66の2	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗たく施設、(ハ)入浴施設
66の3	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が500m ² 未満を除く。）
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が360m ² 未満を除く。）
66の5	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が420m ² 未満を除く。）
66の6	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が330m ² 未満を除く。）
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が1,500m ² 未満を除く。）
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（病床数が300以上の病院）	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69の2	中央卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
69の3	地方卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
70		廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が800m ² 未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71の2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71の3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71の4		産業廃棄物処理施設
71の5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゆう施設
72		し尿処理施設（500人以下を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設施行令第3条の2)		政令で指定された地域において、特定施設となる施設。 （201人以上500人以下のし尿浄化槽）

資料3-16 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

[単位：mg/ℓ]

項目	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物 ^(注1)	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエレン
排水水 (許容限度)	カドミウム 0.1	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出されないこと	0.003	0.3
地下浸透水 (許容限度)	0.001	0.1	0.1	0.005	0.04	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002

項目	テトラクロロエレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン	シス-1,2-ジクロロエレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロロベン	チウラム
排水水 (許容限度)	0.1	0.2	0.02	0.04	0.2	0.4	3	0.06	0.02	0.06
地下浸透水 (許容限度)	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002	0.0006

項目	シマジン	チオベンカブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
					海域以外 ほう素 10	海域 ほう素 230	海域以外 ふっ素 8	海域 ふっ素 15	
排水水 (許容限度)	0.03	0.2	0.1	セレン 0.1					100 ^(注2)
地下浸透水 (許容限度)	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.2		0.2		アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2

注1：パラチオン、メチルパラチオン、メルジプトン及びEPNに限る。

注2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

生活環境項目の保全に関する項目

[単位：pHは一、その他はmg/ℓ]

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質 (SS)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

生活環境項目の保全に関する項目（特殊項目）

[単位：大腸菌群数は個/cm³、その他はmg/ℓ]

項目	ノルマルキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ノルマルキサン抽出物質含有量(動物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量*	溶解性鉄含有量	溶解性マンガ含有量	カドミウム含有量	大腸菌群数	窒素含有量	りん含有量
許容限度	最大 5	最大 30	最大 5	最大 3	最大 2	最大 10	最大 10	最大 2	最大 3,000	最大 120	最大 16
									日間平均 60		日間平均 8

※亜鉛含有量の基準値について

- 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年11月10日公布）が平成18年12月10日から施行されたことに伴い、従来の5mg/ℓから2mg/ℓに変更された。
- なお、金属鉱業など10業種に属する特定事業場については、施行後5年間は暫定排水基準(5mg/ℓ)が設定される。

資料3-1-7 総量規制の算出に用いるC値

平成19年6月22日告示

(1) 化学的酸素要求量

〔CODに係る総量規制基準の算定方法〕

$$L_c = Cc \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

または

$$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

Lc: 総量規制基準=CODの許容排出負荷量 (kg/日)

Cc(Cco): Cci, Ccj: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 (mg/l)

Qc(Qco): 昭和55年6月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qci: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

Qcj: 平成3年7月1日以降 (一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	60	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味そ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	40	40	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	めん類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	30	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位 1リットル につきミリグラム (1) (2) (3) Cco Cci Ccj	備 考
2	畜産農業	70	60
3	天然ガス鉱業	60	60
4	非金属鉱業	20	20
5	肉製品製造業	50	40
6	乳製品製造業	30	30
			平成8年9月1日以後に特定施設を設置又は増加する特定排水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量)を除く特定排水の量(以下「平成8年9月1日以前の特定施設に係る量」という。)にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30とする。
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	40
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40
9	寒天製造業	80	80

48	単体飼料製造業	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20	20
51	生糸製造業（副産糸精練業を含む。）	30	30	30	30
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70	70
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	90	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	60	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及びび防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	40
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	40
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	30

接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の

75	木材薬品処理業	20	20	20	20
76	木材製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リブアイナーグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	120
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の分離工程を含む。）に係るもの	90	90	80	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	70

順序に従い、10、10、10とする。

86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナーカグランプ又はサモメカニカ工程(前工程のグラウンドパルプ、リファイナーカグランプ又はサモメカニカ工程)に属するものに係るもの	50	40	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20	20	
	(1) 日平均排水量立方メートル以上のもの					
	(2) 日平均排水量立方メートル未満のもの	50	20	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	40	
	(1) 日平均排水量立方メートル以上のもの					
	(2) 日平均排水量立方メートル未満のもの	60	40	40	40	
89	機械すきと紙製造業	60	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70とする。
90	手すきと紙製造業	90	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項まで	30	30	30	30	

100	に掲げるものを除く。)	50	50	50	50	
	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)					
101	製版業	50	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	50	30	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。				
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。					
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。					

114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	40	40							学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	60	60	60							(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	30	30	30							
117	発酵工業	120	110	110	110	110							
118	コーラルターナル製品製造業	120	120	120	120	120							
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	50	50	50							合成染料又は合成染料中間物の製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	20	20							(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程においては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。

121	合成ゴム製造業	40	40	40	40	<p>的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。</p> <p>(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。</p> <p>(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。</p> <p>(2) クロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。</p>	は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	50	<p>(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。</p> <p>(2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。</p>	は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	30	20		
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	30		
125	合成繊維製造業	30	20	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値	

126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	40	30		
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	10		
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	40		
129	塗料製造業	40	40	40	40		
130	印刷インキ製造業	40	40	40	30		
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、70とする。	
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	30		
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	30		
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20		
135	動物用医薬品製造業	60	60	60	50		
136	火薬類製造業	20	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。	
137	農薬製造業	30	30	30	20		
138	合成香料製造業	120	110	110	110		
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	20		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	30	30	30	20		
142	セラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	20		
143	写真感光材料製造業	10	10	10	10		
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	40		
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	170	130		
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	40		
147	石油精製業	20	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学	

149	コークス製造業	180	180	90	的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	
172	うわ葉製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェアラロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。)	20	20	20	

179	む。) によるものに限る。) 熟間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	10	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる

210	空瓶卸売業	30	20	20	方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができきるものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。 (1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20	

232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のももの) (6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの) (7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10	10
-----	-------------------------	--	----	----	----	----

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]
 $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
 または
 $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$
 L_n : 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量 (kg/日)
 C_n (C_{no})、 C_{ni} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内での知事が定める一定の窒素含有量の値 (mg/ℓ)
 Q_n (Q_{no}): 平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)
 Q_{ni} : 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量		備考
		単位	1リットルにつきミリグラム	
2	畜産農業	60	60	
3	天然カス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	

5	肉製品製造業	30	10
6	乳製品製造業	20	10
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10
9	寒天製造業	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10
12	冷凍水産物製造業	45	10
13	冷凍水産食品製造業	45	10
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10
16	野菜漬物製造業	20	10
17	味噌製造業	20	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10
19	うま味調味料製造業	20	10
20	ソース製造業	20	10
21	食酢製造業	20	10
22	砂糖精製業	20	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10
24	小麦粉製造業	20	10
25	パン製造業	20	10
26	生菓子製造業	20	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10
28	米菓製造業	20	10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
30	植物油脂製造業	20	10
31	動物油脂製造業	20	10
32	食用油脂加工業	20	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10
34	穀類でんぷん製造業	20	10
35	めん類製造業	20	10
37	豆腐・油揚げ製造業	30	10
38	あん類製造業	20	10
39	冷凍調理食品製造業	30	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10

41	清涼飲料製造業	20	10		
42	果実酒製造業	20	10		
43	ビール製造業	20	10		
44	清酒製造業	20	10		
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10		
46	インスタントコーヒー製造業	20	10		
47	配合飼料製造業	20	10		
48	単体飼料製造業	20	10		
49	有機質肥料製造業	20	10		
50	たばこ製造業	20	10		
51	生糸製造業（副産糸精練業を含む。）	20	10		
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10		
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10		
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10		
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10		綿織物染色工程にあっては、窒素含有量の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10		
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10		
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10		
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10		
68	繊維工業（整理番号55の項から前項ま	20	10		

	でに掲げるものを除く。）				
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10		
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10		
75	木材薬品処理業	20	10		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リフアイナーグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。）又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リフアイナーグラ	20	10		

	ンドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニニア製造工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニニア誘導品製造工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	

104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序

116	メタン誘導品製造業	15	10		に従い、50、40とする。
117	発酵工業	15	10		(2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
118	コールドタル製品製造業	800	800		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10		窒素又はその化合物を原料又は乳化石助剤として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10		窒素又はその化合物を原料又は乳化石助剤として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10		(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工

123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10		程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10		
125	合成繊維製造業	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10		
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10		
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10		
129	塗料製造業	15	10		
130	印刷インキ製造業	15	10		
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10		医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10		
133	生物学的製剤製造業	15	10		
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10		
135	動物用医薬品製造業	15	10		
136	火薬類製造業	15	10		
137	農薬製造業	15	10		
138	合成香料製造業	15	10		
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	15	10		
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10		
143	写真感光材料製造業	15	10		
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10		
145	イオン交換樹脂製造業	15	10		
146	化学工業(整理番号102の項から前項ま	15	10		

147	でに掲げるものを除く。) 石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	20	10	
154	なめし革製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工业	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。)・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
172	うわ葉製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

175	フェロアロイ製造業	15	10	序に従い、55、40とする。
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉 (単独転炉を含む。))又は電気炉 (単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

185	引抜鋼管製造業	15	10	とする。 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント回路製造業	20	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、窒素含有

208	ガス製造工場	20	10		量(1)の欄の値は、30とする。
209	下水道業	25	15		(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素をより除去できる方法により高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15		
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	25	15		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15		
213	飲食店	25	15		
214	宿泊業	25	15		
215	リネンサプライ業	25	15		
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	15		
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	25	15		
219	自動車整備業	25	15		
220	病院	25	15		
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	20		業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によるもの

222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	40	20		りし尿を処理するもの にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。 業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	25	15		嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
224	ごみ処理業	25	15		
225	廃油処理業	25	15		
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	20		
227	死亡獣畜取扱業	25	15		
228	と畜場	25	15		
229	中央卸売市場	25	15		
230	地方卸売市場	25	15		
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	25	15		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの	10	10		(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの

	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	
	(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの)	30	20	
	(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの)	40	20	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	

(3) りん含有量

[りんに係る総量規制基準の算定方法]

$$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$$

または

$$Lp = (Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$$

Lp: 総量規制基準=りんの許容排出負荷量 (kg/日)

Cp(Cpo)、Cpi: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値

(mg/0)

Qp(Qpo): 平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qpi: 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

13	冷凍水産食品製造業		4	1
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		4	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		4	1.5
16	野菜漬物製造業		3	1.5
17	味ぞ製造業		4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		8	1.5
19	うま味調味料製造業		3	1.5
20	ソース製造業		3	1.5
21	食酢製造業		3	1.5
22	砂糖精製業		3	1.5
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		3	1.5
24	小麦粉製造業		3	1.5
25	パン製造業		3	1.5
26	生菓子製造業		6	1
27	ビスケット類・干菓子製造業		3	1.5
28	米菓製造業		3	1.5
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)		3	1.5
30	植物油脂製造業		4	1.5
31	動物油脂製造業		2	1
32	食用油脂加工業		3	1.5
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		3	1.5
34	穀類でんぷん製造業		3	1.5
35	めん類製造業		3	1.5
37	豆腐・油揚げ製造業		5	1
38	あん類製造業		5	1
39	冷凍調理食品製造業		8	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		4	1.5
41	清涼飲料製造業		3	1.5
42	果実酒製造業		3	1.5
43	ビール製造業		3	1.5
44	清酒製造業		3	1.5
45	蒸留酒・混成酒製造業		3	1.5
46	インスタントコーヒー製造業		3	1.5
47	配合飼料製造業		2	1
48	単体飼料製造業		2	1
49	有機質肥料製造業		2	1
50	たばこ製造業		2	1

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 単位 1リットル につきミリグラム (1) Cpo	(2) Cpi	備考
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	肉製品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	

51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	2	1	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	2	1	1	
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	2	1	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	2	1	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	5	1	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	5	1	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	1	
71	合板製造業（集材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	2	1	1	
75	木材薬品処理業	2	1	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	1	

77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。）又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の分離工程を含む。）に係るもの	2	1	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナーパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するもの	2	1	1	

87	のに限る。)に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの 機械すき和紙製造業	2	1	
89	手すき和紙製造業	2	1	
90	塗工紙製造業	2	1	
91	段ボール製造業	2	1	
92	重包装紙袋製造業	2	1	
93	セロファン製造業	2	1	
94	乾式法による繊維板製造業	2	1	
95	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
96	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でブラス	2	1	

112	チック製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物・有機製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、フラスチチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コーラル製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	

131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程 (りん又はその化合物を原料として使用するものに限り、) にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とす。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に除るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲	2	1	

164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2	1	
172	うわ葉製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	2	1	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	1	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛銑板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鑄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	

197	可鍛鑄鉄製造業	2	1		
198	鉄粉製造業	2	1		
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1		
200	非鉄金属製造業	2	1		
201	電気めっき業	2	1		りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにおいて、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1		(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）において、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）において、りん含有量(1)の欄の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業	2	1		
204	プリント回路製造業	2	1		
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	2	1		民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）において、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1		自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）において、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1		
208	ガス製造工場	2	1		
209	下水道業	2	1.5		(1) 標準活性汚泥法その他これと同程

					度に下水中のりんを除去できる方法により高度に下水中のりんを除去するもの(高濃度のりんを含有する汚水を入れて処理するものを除く。)にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ、1、1とする。
					(2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法によるものを除く。)にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ、3、2とする。
210	空瓶卸売業	4	2		
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	4	2		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2		
213	飲食店	4	2		
214	宿泊業	4	2		
215	リネンサプライ業	5	1		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	5	1		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2		
219	自動車整備業	4	2		
220	病院	4	2		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	4	2		業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができ

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	4	2	りし尿を処理するもの にあつては、りん含有 量の欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、 3、1とする。 業種その他の区分の欄 に規定する表又は建築 基準法施行令第32条第 3項第2号に規定する 技術上の基準を満たす 構造のし尿浄化槽より 高度にし尿を処理する ことができない方法によ りし尿を処理するもの にあつては、りん含有 量の欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、 3、1とする。 嫌気性消化法、好気性 消化法、湿式酸化法又 は活性汚泥法に凝集処 理法を加えた方法より 高度にし尿を処理する ことができない方法によ りし尿を処理するもの にあつては、りん含有 量の欄の値は、2と する。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	3	1	
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	4	1	
227	死亡獣畜取扱業	4	2	
228	と畜場	4	2	
229	中央卸売市場	4	2	
230	地方卸売市場	4	2	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4	2	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	1	1	
		5	1	
		1	1	

	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	1	1	
	(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	5	2	
	(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	5	2	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	1	1	

資料3-18 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

計測方法・頻度	適用条件 (事業規模等)	日平均排水量	日平均排水量	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)
	400m ³ /日以上	400m ³ /日未満	日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満		
汚染状態の計測方法 ∧ 化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量の値 ∨ mg/l ∨	(1)水質自動計測法換算式	○	○	-	-	○
	(2)コンポジットサンプラー及び指定計測法 (JIS)	(1)によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合可能	○	-	-	(1)によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合可能
	(3)指定計測法1日3回以上試料採取	都道府県知事が定める場合可能	○	-	-	都道府県知事が定める場合可能
	(4)水質簡易測定法換算式1日3回以上試料採取	同上	○	-	-	同上
排水量 ∧ m ³ /日 ∨	(1)流量計・流速計 (2)積算体積計	○	○	○	○	○
	(3)簡易な計測方法	都道府県知事が定める場合可能	○	-	○	都道府県知事が定める場合可能
測定頻度	毎日	200～400m ³ /日・1回/7日 100～200m ³ /日・1回/14日 50～100m ³ /日・1回/30日 (日平均排水量)				
	知事が定める場合	緩和可能				

資料3-19 県条例による上乗せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水 (単位: mg/ℓ)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期日		
			日間平均	最大	日間平均	最大			
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1			
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	15	20				
			通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30				
		食料品製造業に係るもの	畜産食料品製造業 (食鳥処理加工業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70	51. 1. 1		
				通常排水量5千m ³ 未満/日	50	70			
			飲料製造業 (清酒製造行及び蒸留酒製造業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70			
				通常排水量5千m ³ 未満/日	100	130			
			農産保存食料品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70			
		農産保存食料品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量5千m ³ 未満/日	100	130				
		織維工業 (衣服その他の織維製品製造業を除く。)に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	51. 7. 1			
				通常排水量1万m ³ 未満/日	100		130		
		木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。)に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	70	100	57. 7. 16			
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量23万m ³ 以上/日	70	100	51. 7. 1	
					通常排水量20万m ³ 以上23万m ³ 未満/日	80	110		
					通常排水量20万m ³ 未満/日	90	120		
				クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量11万5千m ³ 以上/日	70	100		51. 1. 1
					通常排水量10万m ³ 以上11万5千m ³ 未満/日	80	110		
					通常排水量10万m ³ 未満/日	90	120		
			その他のもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	50	70			
			紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	65	90	52. 4. 1	
					通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	70	100		
					通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	90	120		
				未使用パルプを原料とするもの	通常排水量2千m ³ 未満/日	100	130		
通常排水量5千m ³ 以上/日	40				55				
通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	50	70							
その他のもの	通常排水量3千m ³ 未満/日	55	75						
パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	40	55	52. 4. 1			
			通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	60	80				
		その他のもの	通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	65	90				
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	70	100				
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	80	110				
	その他のもの	通常排水量3千m ³ 未満/日	90	120					
その他のもの	通常排水量3千m ³ 未満/日	50	70						

既設	県下全域	化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	51. 7. 1	
					通常排水量30万m ³ 未満/日	25	35		
				合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15		
					通常排水量5千m ³ 未満/日	50	70		
				発酵工業製品製造業に係るもの		50	70		
			その他のもの	通常排水量15万m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1		
				通常排水量15万m ³ 未満/日	15	20			
			化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	20	30	51. 7. 1		
				通常排水量10万m ³ 未満/日	30	40			
			その他のもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1		
		通常排水量5千m ³ 未満/日		20	30				
		石油精製業に係るもの		10	15	51. 1. 1			
		弁当仕出屋		60	80	元.10. 1			
		飲食店		60	80				
		サービス業に係るもの	県下全域	し尿処理施設（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの		30	40	51. 7. 1	
					洗たく業に係るもの		100	130	51. 1. 1
				その他のもの	その他のもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	57. 7.16
						通常排水量15万m ³ 以上30万m ³ 未満/日	25	35	
						通常排水量1千m ³ 以上15万m ³ 未満/日	50	70	
						通常排水量1千m ³ 未満/日	100	130	
				酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの		20	30	51. 1. 1	
				共同調理場		40	60	元.10. 1	
				し尿処理施設のみを設置するもの		30	40	51. 7. 1	
下水道終末処理施設を設置するもの	県下全域			活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの	20	30	51. 1. 1		
		高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの	50	70					
その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）	県下全域	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1				
		通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30					
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの		25	35	49. 7.19			
		下水道終末処理施設を設置するもの		20	30				
		その他のもの	通常排水量2千m ³ 以上/日	10	15				
			通常排水量1千m ³ 以上2千m ³ 未満/日	15	20				
			通常排水量1千m ³ 未満/日	20	30				

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水水(単位: mg/l)

区分	区域	業種	基準		基準適用期日
			許容限度 日間平均	許容限度 最大	
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80	6. 4. 1
新設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35	3. 7.16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質質量（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/ℓ）

区 域	基 準 業 種			項 目	許容限度		基準適用 期 日
					日間 平均	最大	
新居浜 海 域	全業種			ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		3.0	47. 1.16
四国中央 水 域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24
			通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70	
		クラフトパルプ製造業に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24
			通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	
	食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	50	60	47. 1.20	
		通常排水量5千m ³ 未満/日	SS	70	90		
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）			SS	70	90	48. 6.24
	し尿処理施設を設置するもの（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）			BOD	30	—	
銅山川 水 域	鉱山に係るもの			銅含有量		2.0	48. 6.24
四国中央 水域を除く全公共 用水域	紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	SS	60	80	52. 4. 1
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90	
			通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100	
			通常排水量2千m ³ 未満/日	SS	75	105	
		未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	40	55	51. 3.23
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	50	70	
		その他のもの	通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	55	75	
			通常排水量4万m ³ 以上/日	SS	35	45	
	通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日		SS	55	75		
	通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日		SS	60	80		
	通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日		SS	65	90		
	通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日		SS	70	100		
		通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	75	105		

※1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものについても適用する。

資料3-20 市町別の特定事業場数

(平成22年3月末現在)

市町村名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	法令		法令			
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
四国中央市	12	228	57	1	8	306
新居浜市	10	212	20	0	9	251
西条市	14	324	34	3	13	388
今治市	40	373	22	0	12	447
上島町	8	41	0	0	4	53
松山市	37	691	74	3	14	819
東温市	5	90	11	1	2	109
久万高原町	5	103	0	0	5	113
伊予市	6	87	9	0	6	108
松前町	7	65	7	0	1	80
砥部町	14	57	10	1	1	83
内子町	1	137	5	0	5	148
大洲市	13	343	14	1	5	376
八幡浜市	7	116	6	0	2	131
伊方町	7	154	1	0	1	163
西予市	13	507	6	0	7	533
宇和島市	10	492	6	5	4	517
松野町	1	17	0	0	0	18
鬼北町	7	64	0	0	2	73
愛南町	10	97	3	1	4	115
計	227	4198	285	16	105	4831

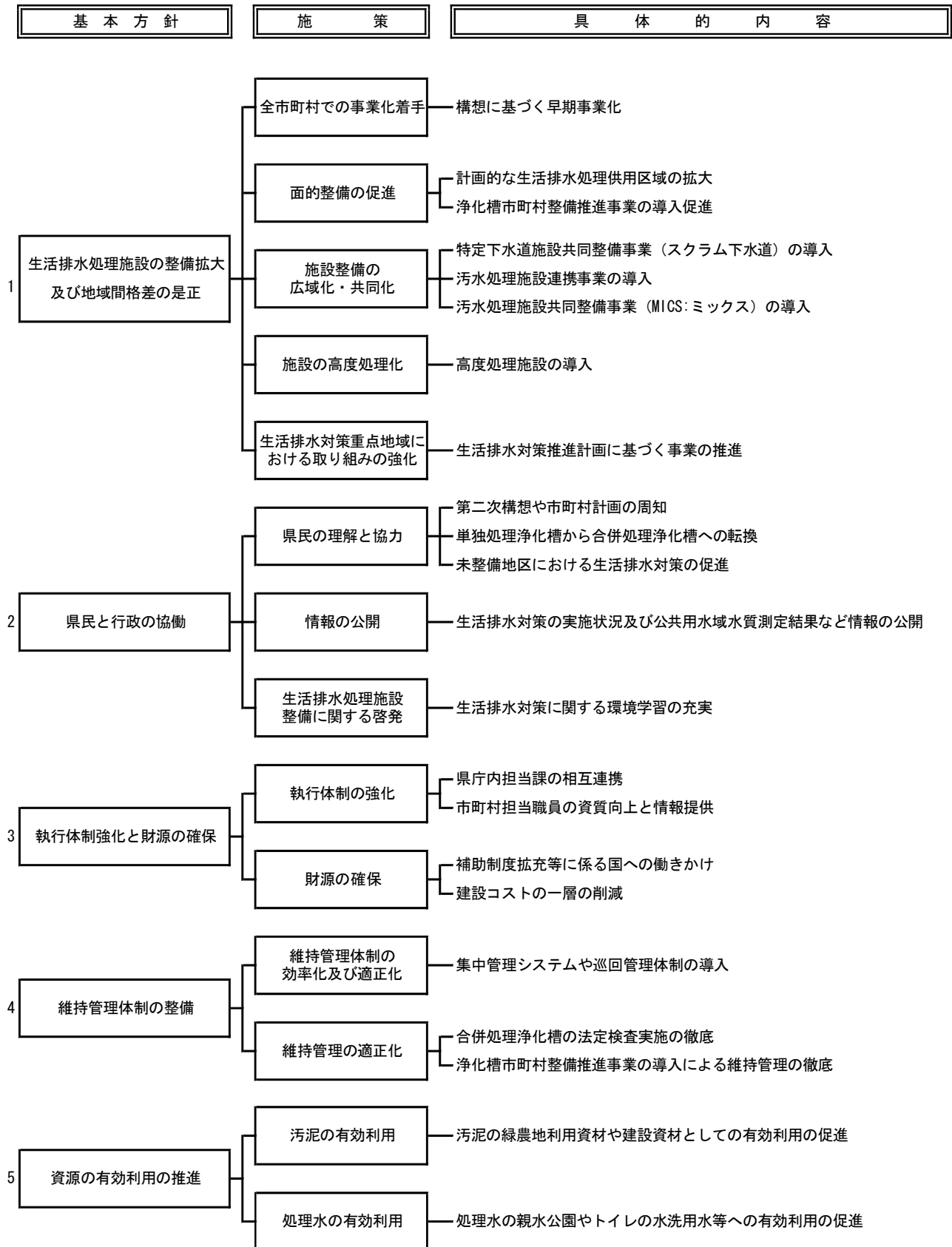
備考：排水量は、平均水量である。

資料3-21 排水基準の概要

区分	法律・条例	基準	項目	工場・事業場の種類	規制区域等
濃度規制 (排水基準)	水質汚濁防止法	一律 排水基準	有害物質(27項目)	全特定事業場	県下全域
				有害物質使用特定事業場 (地下浸透規制)	
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する特定事業場	瀬戸内海流入区域
			生活環境項目 (15項目)	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	県下全域 ※窒素・燐は以下のとおり。 窒素：瀬戸内海流入区域 燐：瀬戸内海流入区域及 び大渡ダム(高知県) 流入区域
	みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域			
	愛媛県 公害防止条例	上乗せ 排水基準	化学的酸素要求量 (COD)	排水量最大 50m ³ /日以上 の特定事業場	県下全域(既設の畜産を除く。)
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 最大 50m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域
			浮遊物質(S S)	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	四国中央水域流入区域(畜産 を除く。)及び県下全域の製 紙工場
			ノルマルヘキサ抽出物質 (鉱油類)	〃	新居浜海域流入区域
			〃 (動植物油脂)	〃	四国中央水域流入区域
			銅含有量	鉱山に係るもの	銅山川水域流入区域
			生物化学的酸素要求量 (BOD)	し尿処理施設	四国中央水域流入区域(みな し指定地域特定施設 ^(注) のみ を設置するものを除く。)
	有害物質(8項目)	排水施設を設置する特 定事業場	県下全域		
生活環境項目 (15項目)					
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD、窒素、燐	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	瀬戸内海流入区域
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m ³ /日以上の特 定事業場	

(注) 瀬戸内海流入区域に設置される処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

資料 3-22 第二次愛媛県全県域下水道化基本構想の推進施策の体系



資料 3-23 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

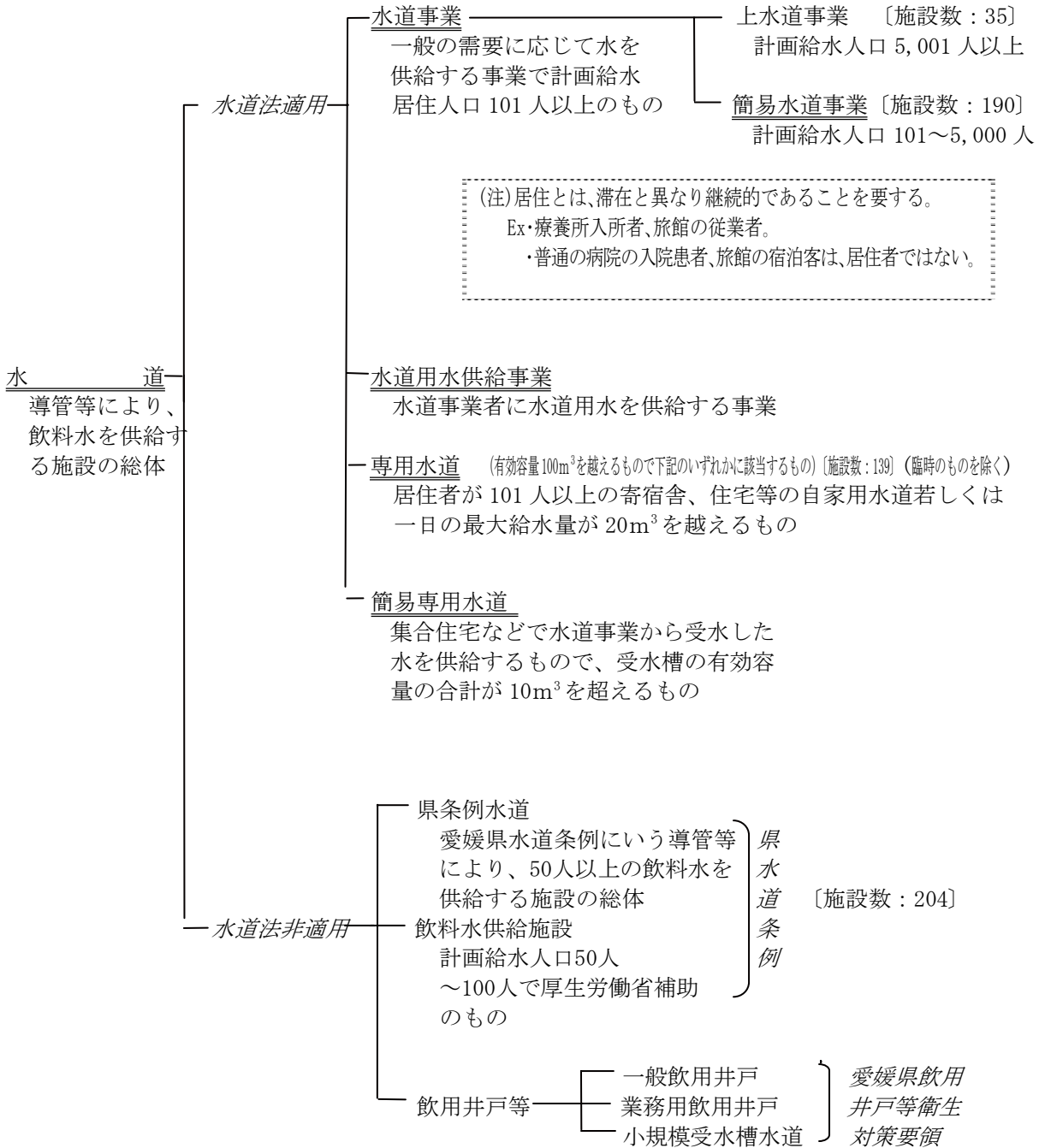
生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成 14 年度末)	中間目標 (平成 19 年度末)	平成 21 年度末 実績	最終目標 (平成 24 年度末)
行政人口 (千人)	1,502	1,522	1,458	1,475
下水道 (千人)	573 (38.1%)	705 (46.2%)	687 (47.1%)	725 (49.1%)
農業集落排水施設 (千人)	29 (1.9%)	44 (2.9%)	39 (2.7%)	42 (2.9%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	4 (0.3%)	6 (0.4%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)
簡易排水施設 (千人)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.03 (0.002%)	0.04 (0.003%)
小規模排水施設 (千人)		0.03 (0.002%)		
コミュニティ・プラント (千人)	5 (0.4%)	5 (0.4%)	7 (0.5%)	7 (0.5%)
合併処理浄化槽 (千人)	192 (12.8%)	239 (15.7%)	268 (18.4%)	310 (21.0%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	803 (53.5%)	999 (65.6%)	1,006 (69.0%)	1,089 (73.9%)

※ () 内の％は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合

資料3—24 水道の区分

(_____ は水道法上の用語)

※ 施設数は、平成22年3月31日現在の推計値



資料3-25 市町別水道事業実績概要表

(平成22年3月末現在の推計値)

番号	市町村名	行政区内人口	現在給水人口 (条例水道等含む)	普及率	給水実績(上水・簡水のみ)			施設数				
					年間給水量 (千m ³)	一人一日 最大給水量 (L)	一人一日 平均給水量 (L)	上水道	簡易水道	専用	条例	計
1	松山市	514,924	503,526	97.8	51,832	317	291	1	22	46	61	130
2	今治市	174,269	168,842	96.9	20,689	390	336	7	6	4	3	20
3	宇和島市	88,346	87,595	99.1	12,326	431	386	1	3		1	5
4	八幡浜市	39,499	38,931	98.6	5,127	409	366	1	12		9	22
5	新居浜市	126,319	120,142	95.1	15,924	409	365	1		12	12	25
6	西条市	114,775	61,842	53.9	7,258	437	349	5	3	60	11	79
7	大洲市	48,971	43,995	89.8	7,561	569	479	2	15		19	36
8	伊予市	39,754	35,758	89.9	4,786	431	370	1	10	2	9	22
9	四国中央市	93,876	91,119	97.1	13,130	452	396	2	12	1	7	22
10	西予市	43,747	41,420	94.7	5,247	479	356	4	41	1	21	67
11	東温市	34,716	32,076	92.4	4,084	626	361	2	12	8	11	33
12	上島町	7,902	7,241	91.6	746	394	282	1	2			3
13	久万高原町	10,412	8,542	82.0	1,190	518	391		18		9	27
14	松前町	31,568	31,371	99.4	3,674	368	326	1		2	1	4
15	砥部町	22,452	21,120	94.1	2,982	464	389	1	3	1	4	9
16	内子町	19,095	16,447	86.1	2,414	384	420	1	19		22	42
17	伊方町	11,710	11,401	97.4	1,547	527	372	2	1	1		4
18	松野町	4,524	4,409	97.5	643	437	414		3	1	1	5
19	鬼北町	11,991	11,599	96.7	1,478	451	349	1	4			5
20	愛南町	25,636	24,340	94.9	3,938	615	445	1	4		3	8
	合計	1,464,486	1,361,716	93.0	166,576	402	342	35	190	139	204	568

資料 3-26 水道水質基準

番号	項目	基準値 (mg/l)	番号	項目	基準値 (mg/l)
1	一般細菌	100個/ml以下	26	総トリハロメタン	0.1以下
2	大腸菌	検出されないこと	27	トリクロロ酢酸	0.2以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	28	ブロモジクロロメタン	0.03以下
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	29	ブロモホルム	0.09以下
5	セレン及びその化合物	0.01以下	30	ホルムアルデヒド	0.08以下
6	鉛及びその化合物	0.01以下	31	亜鉛及びその化合物	1.0以下
7	ひ素及びその化合物	0.01以下	32	アルミニウム及びその化合物	0.2以下
8	六価クロム化合物	0.05以下	33	鉄及びその化合物	0.3以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	34	銅及びその化合物	1.0以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	35	ナトリウム及びその化合物	200以下
11	ふっ素及びその化合物	0.8以下	36	マンガン及びその化合物	0.05以下
12	ほう素及びその化合物	1.0以下	37	塩化物イオン	200以下
13	四塩化炭素	0.002以下	38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下
14	1,4-ジオキサン	0.05以下	39	蒸発残留物	500以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	40	陰イオン界面活性剤	0.2以下
16	ジクロロメタン	0.02以下	41	ジェオスミン	0.00001以下
17	テトラクロロエチレン	0.01以下	42	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下
18	トリクロロエチレン	0.03以下	43	非イオン界面活性剤	0.02以下
19	ベンゼン	0.01以下	44	フェノール類	0.005以下
20	塩素酸	0.6以下	45	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下
21	クロロ酢酸	0.02以下	46	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロホルム	0.06以下	47	味	異常でないこと
23	ジクロロ酢酸	0.04以下	48	臭気	異常でないこと
24	ジブロモクロロメタン	0.1以下	49	色度	5度以下
25	臭素酸	0.01以下	50	濁度	2度以下

資料3-27 水質管理目標設定項目

番号	項目名	目標値	超過回数
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/ℓ以下	0
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)	0
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/ℓ以下(暫定)	0
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/ℓ以下(暫定)	0
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	0
6	—	—	—
7	—	—	—
8	トルエン	0.2mg/ℓ以下	0
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/ℓ以下	0
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	0
11	—	—	—
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	0
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	0
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)	0
15	農薬類(102物質)	検出値と目標値の比の和として、1以下	別掲
16	残留塩素	1mg/ℓ以下	0
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	4
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	10
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	7
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	0
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	0
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	13
23	臭気強度(TON)	3以下	5
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	6
25	濁度	1度以下	24
26	PH値	7.5程度	174
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	67
28	従属栄養細菌	1mℓの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	7
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	6

資料3-28 水質管理目標設定項目(農薬類)

番号	農薬名	目標値(mg/l)	超過回数
1	チウラム	0.02	0
2	シマジン(CAT)	0.003	0
3	チオベンカルブ	0.02	0
4	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002	0
5	イソキサチオン	0.008	0
6	ダイアジノン	0.005	0
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003	0
8	イソプロチオラン(IPT)	0.04	0
9	クロロタロニル(TPN)	0.05	0
10	プロピザミド	0.05	0
11	ジクロルボス(DDVP)	0.008	0
12	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	0
13	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	0
14	CNP-アミノ体	-	0
15	イプロベンホス(IBP)	0.008	0
16	EPN	0.004	0
17	ベンタゾン	0.2	0
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	0
19	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.03	0
20	トリクロピル	0.006	0
21	アセフェート	0.08	0
22	イソフェンホス	0.001	0
23	クロルピリホス	0.003	0
24	トリクロルホン(DEP)	0.03	0
25	ピリダフェンチオン	0.002	0
26	イプロジオン	0.3	0
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	0
28	オキシシン銅	0.04	0
29	キャプタン	0.3	0
30	クロロネブ	0.05	0
31	トルクロホスメチル	0.2	0
32	フルトラニル	0.2	0
33	ペンシクロン	0.04	0
34	メタラキシル	0.05	0
35	メプロニル	0.1	0
36	アシュラム	0.2	0
37	ジチオピル	0.008	0
38	テルブカルブ	0.02	0
39	ナプロパミド	0.03	0
40	ピリブチカルブ	0.02	0
41	ブタミホス	0.01	0
42	ベンスリド(SAP)	0.1	0
43	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.08	0
44	ペンディメタリン	0.1	0
45	メコプロップ(MCPP)	0.005	0
46	メチルダイムロン	0.03	0
47	アラクロール	0.01	0
48	カルバリル(NAC)	0.05	0
49	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.006	0
50	ピロキロン	0.04	0
51	フサライド	0.1	0

番号	農薬名	目標値(mg/ℓ)	超過回数
52	メフェナセット	0.009	0
53	プレチラクロール	0.04	0
54	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	0
55	チオファネートメチル	0.3	0
56	テニルクロール	0.2	0
57	メチダチオン(DMTP)	0.004	0
58	カルプロパミド	0.04	0
59	プロモブチド	0.04	0
60	モリネート	0.005	0
61	プロシミド	0.09	0
62	アニロホス	0.003	0
63	アトラジン	0.01	0
64	ダラボン	0.08	0
65	ジクロベニル(DMTP)	0.01	0
66	ジメトエート	0.05	0
67	ジクワット	0.005	0
68	ジウロン(DCMU)	0.02	0
69	エンドスルファン	0.01	0
70	エトフオンプロックス	0.08	0
71	フェンチオン(MPP)	0.001	0
72	グリホサート	2	0
73	マラソン(マラチオン)	0.05	0
74	メソミル	0.03	0
75	ベノミル	0.02	0
76	ベンフラカルブ	0.04	0
77	シメトリン	0.03	0
78	ジメピペレート	0.003	0
79	フェニトエート(PAP)	0.004	0
80	ブプロフェジン	0.02	0
81	エチルチオメトン	0.004	0
82	プロベナゾール	0.05	0
83	エスプロカルブ	0.01	0
84	ダイムロン	0.8	0
85	ビフェノックス	0.2	0
86	ベンスルフロンメチル	0.4	0
87	トリシクラゾール	0.08	0
88	ピペロホス	0.0009	0
89	ジメタメトリン	0.02	0
90	アゾキシストロビン	0.5	0
91	イミノクタジン酢酸	0.006	0
92	ホセチル	2	0
93	ポリカーバメント	0.03	0
94	ハロスルフロンメチル	0.3	0
95	フラザスルフロン	0.03	0
96	チオジカルブ	0.08	0
97	プロピコナゾール	0.05	0
98	シデュロン	0.3	0
99	ピリプロキシフェン	0.2	0
100	トリフルラリン	0.06	0
101	カフェンストロール	0.008	0
102	フィプロニル	0.0005	0